

# 総務常任委員会会議録

[平成24年 3月16日開催]

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成24年 3月16日  
午前10時00分 開会  
午後 4時00分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（5名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	廣 内 孝 次
議 長	楠 和 廣

### 欠席委員（1名）

委 員	原 口 育 大
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
総 務 部 長	瀧 本 幸 男
財 務 部 長	土 井 本 環
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也

産業振興部長	水田泰善
都市整備部長	山田充
教育部長	岸上敏之
市長公室次長	橋本浩嗣
総務部次長兼選挙管理委員会事務局長	林光一
財務部次長	細川貴弘
農業振興部次長	神田拓治
会計管理者次長兼会計課長	馬部総一郎
次長兼監査委員事務局長	高見雅文
総務部総務課長	佃信夫
財務部財政課長	神代充広
緑総合窓口センター所長	長尾重信
西淡総合窓口センター所長	前田和義
三原総合窓口センター所長	久田三枝子
南淡総合窓口センター所長	山下達也
市長公室課長	田村愛子
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一二
財務部管財課長	堤省司

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第22号 ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について	60
② 議案第23号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	63
③ 議案第24号 南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	67
④ 議案第25号 南あわじ市土地開発基金条例の一部を改正する条例制定について	68
⑤ 議案第26号 南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金条例制定について	71
⑥ 議案第2号 平成23年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）	5
⑦ 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（本村・仲野辺地）	77
⑧ 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（沼島辺地）	78
⑨ 議案第43号 財産の譲与について（元兵庫県立志知高等学校）	79
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	91
3. その他	92
意見書（案）について	98

## III. 会議録

## 総務常任委員会

平成24年 3月16日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時00分)

○熊田 司委員長 皆さんおはようございます。

定刻がまいりました。

昨日の高校野球の抽選では、洲本高校と鳴門高校が対戦するところというような状況になりまして、いよいよ球春を迎える季節になってまいりました。きのうまでは予算審査特別委員会が行われ、いろいろと意見等を交わされた中ですが、本日早速総務の常任委員会に付託された案件について審議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。座って失礼します。

それでは、執行部よりあいさつをお願いします。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

今も、熊田委員長さんからお話がありましたとおり、きのうまでは本当に24年度の一般会計そしてまた特別会計、審議をいただきましてありがとうございました。最終のときに一言お礼を言わなと思っと思ったんですがそのままになりました。皆さん方には大変御苦労を長いこと、心から感謝を申し上げます。

さて、先般来議員の皆さん方からもお話がありました、南三陸に対してのいろいろな取り組みの一つとして、派遣職員を検討したらというようなお話もありまして、早速私どもの内部で派遣希望を募りました。お蔭で、今のところ1名の方が応募しようということで言ってくれてます。ただ、県なりまた先方とのいろいろ協議もございますので、4月1日からということにはならないかなとは思っておりますが、近々その辺も決まってきましたら、また正式に全員の議員さんに御報告をいたしたいと思っております。

きょうは、総務常任委員会の付託案件、いろいろ非常に多くの案件がございます。どうぞ適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。大変勝手を申し上げますが、あとまた公務のほうが入っておりますので中座させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 それでは、ただいまから第42回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

なお、本日、原口委員は義理のお母さんの葬儀、告別式出席のため欠席する旨の届け出が出ております。

それでは議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 1. 付託案件

### ⑥ 議案第2号 平成23年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第2号、平成23年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、歳入について質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 18ページですが、まず商工観光課の雑入ということでそれぞれ挙がっておりますが、この内容について説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長(水田泰善) 商工観光関係の雑入として3件入っております。サンライズの直売所の施設の使用料でございますが、今まではあそこには使用料はいただいてなかったんですが、今回の指定管理からは月10万円ということと、端数処理の計算で35万8,000円となっております。

次に、サンライズ淡路の施設の使用料の減額につきましては、年間の予算分からサンマックスの施設の使用料分10月4日までの分。それと、合同会社サンライズ淡路から入ってくる10月5日から11月30日までの分、また海月さんから入ってくる分、その分を除外いたしました残りの分を今回減額いたしております。

同様に、サイクリングのほうにつきましても、サンマックスの分の使用料分と、それと海月さんの見込み分、それを除外したものが減額の対象としております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 サンライズにつきましては、当初で1,350万円の使用料。それか

らサイクリングについては855万円の使用料というのを見込んでおったわけですがけれども、これは結局その収入がそれだけないと。382万円、全体の15%で382万円、サンライズであればどうなんですかね。それぞれの使用料の計算式合わせて、大体どれぐらいの売り上げの減額があったというようなことになるわけですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズにつきましては、先ほど言いました1,350万円、当初の23年度の予算額。それから、サンマックスの施設の使用料として、4月1日から10月4日までに入ると予想されていました687万8,908円。それと、合同会社サンライズ淡路から、10月5日から11月30日までの分に入りました26万4,000円。それと、市が直営していた時期12月1日から12月12日まで、その分とまた海月さんの収入見込みとして、最初の予定からありました253万5,000円、その合計が967万7,908円で、その分の差額382万2,092円を今回減額しております。

それと、サイクリングも同様に、855万円からサンマックスの分402万9,582円。それと海月さんの分などを引きまして、合わせて545万279円。差額が309万9,721円となっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、サンライズについては968万円の調定額、サイクリングが545万円ということですが、そのうち入金されているのは幾らですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンマックスの分につきましては、ことしの分は入っておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのうちの入金されているのは幾らですかというふうに聞いとるんですけども。入金されている金額です。サンライズ、サイクリング、それぞれ調定額が先ほどおっしゃった金額ですわね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 入金されるのが、サンライズにつきましては、合同会社サンライズ淡路の分26万4,000円。また海月の分につきましては、全額まだ入っていないんですが253万5,000円を見込んでおります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、サンマックス社の分が丸々残ってるわけですけども、これについては今どんな状況になってますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） この間、管財人のほうに請求いたしております。3月12日の日でした。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、破産手続に入っておって請求をしてると。この見通しはどうなりますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その金額については、まだ詳しくは聞いておりません。また次回、12日のあとまた次回にその会があるということを聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 債権者会議ということで進んでおるとのことですね。負債総額は幾らになってますか。債権者会議の中身として、それぞれの債権を持ち寄っておるわけですね。負債総額はどんなふう聞いておられますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 3月12日にあったというのは聞いて報告は受けたんで

すが、詳細まではちょっと確認しておりません、申しわけございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 債権者会議というのは持たれてないんですか、まだ。債権者会議。債権者に寄ってもらって、負債総額はこうで、今後の方向はこうでというような会は持たれてないんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） それが3月12日の日に、洲本の裁判所の方でしたかあったということで、うちからも職員も出ております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、出とったらその中身もう少し詳しくわかるんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 申しわけございません、ちょっと予算の期間中で、そこまで詳細には確認してなかったということで、申しわけございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのあたり、やはりちょっと大事な問題、大きな問題として出てくるわけですから、やっぱりしっかりつかんでおいていただかないと、きょうせっかく来ていただいとるわけですから、そういうのを聞かせていただいとるわけですが、これはちょっと答えていただきたいんですけれども。要は、この687万円あるいは402万円というのが、やっぱりしっかり確保できるかどうかということがポイントになると思うんですね。ですから、負債総額に対してどんな状況なのかということをやっぱり今ちょっと明らかにしていただかないと、これはちょっと問題が残るんじゃないでしょうかね。どんな会議が、どんな内容が持たれたかさえもわからないというのではちょっとぐあいが悪いと思うんですけれども。ただ、こんだけありますよということを伝えるだけのものじゃないと思うんですが。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど言いましたように、行ってきた報告は受けたんですが、詳細について報告を受けてないので、申しわけございませんがその素地まではつかんでおりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、行ってきたというだけじゃなくて、何を聞いてきたかと、どんなことが話し合われたかということが大事やと思うんですね。それが、報告もないしつかんでもいないというのはちょっと困りますね。報告を受けたけど覚えてないということですか。どういうことなんでしょうか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 12日の日に行くと、それとそこで決まったわけなしに次またありますということを確認しております。その中で、そこで金額がこれこれという話でも何でもありませんよ。申しわけないんですが、そこまで詳細にこのとき確認してなかったのが悪いんですが、そこまではつかんでおりません。人数も、そんなにたくさんの方が行ってなかったようには聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、質疑にならないのでこれは終わりますけれども、債権者会議なりの全貌をまずつかんでいただかないといけないだろうと思うんですね。あと、この南あわじ市が持っている債権が確保できるのかできないのか、これが大事だと思いますので、その点をまず第一に問題意識として持っていただくということが、今日の時点にあっては一番大事な点ではないかと思うんですよ。もう済んだこととして数字聞くだけみたいな話じゃなくて、この債権回収がどこまでできるのかということ、やっぱりそこにこだわりというか、仕事としては一番大事な仕事というふうに思っただけですけども、そういう姿勢で臨んでいただけますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） できるだけ、1円でも多くもらえるように頑張りたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのためには、やはり債権者会議の内容をしっかりとつかんでいただいて、言うべきは言っていたかないと話にならないと思うんですよ。それでよろしくお願いいいたします。

○熊田 司委員長 ほかに、歳入で質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、同じく雑入のところなんですけど、らん・らんバスの運賃収入がかなり伸びておるということで、このあたりの要因といいますか、利用者数がふえてるということはうれしいことなんですけれども、どんなふうに見ておりますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） らん・らんバスの運賃収入については、2月末で1,274万円ぐらいまでできております。そういうことを見越しまして、当初1,080万円だったので、220万円ほど増額補正をさせていただいております。  
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ路線があると思うんですが、その開きはありますか。それとも平均的にということでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） らん・らんバスについては、やはり開きはございます。しづおり号あたりがやはり不便なのか、そのあたり、今、公共交通会議であるとか、交通検討委員会等でも検討しておりますが、そこらの利便性については検討してるところですが、やはり路線によっては差違がございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、しづおり号がちょっと伸びてないということですが、伸びているのはどこですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） せい太くん号だっと思いますが、資料を調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 乗客の数でいいますと、今しづおり号が少ないと言っておりましたがこれも伸びております。前年対比。しづおり号で前年4,580人だったのが、2月現在で6,250人ということで、伸び方は鈍いですがしづおり号も伸びておると。あとは軒並み、さんちゃん号、せい太くん号、すいせん号、うずしお号、これも5割増しとまではいかないんですが、3割ぐらいの伸びということになっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 無料化して伸びているという部分もあるんですけども、これは有料の利用者がふえてるということなんですけれども、そのあたりはどんなふうに見てますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、次長のほうから申し上げました、現在1,274万円ぐらいの乗車運賃が入ってきておるんですが、そのうち無料化分ということで約664万円ということで、ほぼ5割の方が75歳以上あるいは障害をお持ちの方というような結果が出ております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、無料の方は5割増しですが、有料のほうも予測よりも伸びてると。その見方はどうですかという、どんなふうに見ておられますかということなんですけれども。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 料金がネックになっておられた方、75歳以上の方あるいは障害者の方で、使いたくても料金が毎日毎日ということでネックになっておられる方が、それを気にせずに乗られる、利用されるというようなことで、当然一定の効果があつたのかなというふうな感じを受けております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 有料の人も伸びてるということで、例えば無料にしたことによって一緒に行く人がふえたとか、何かあるのかなと思ったんです。無料化したことによって利用者がふえる、無料の人は当然ふえるけれども、有料の人もふえてるということから、この補正で運賃収入ということが挙がってきてるだろうなと見とるんですけどもね。随伴的にふえてきてるのはなぜかなと、どんなふうに見てますかという、評価をどんなふうにしてますかということをちょっと聞いとるんですけども。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 人数で見えますと、こと有料の方だけに限れば、今年度は減少しております。無料化分と合わせて、過去最高の人数を記録しておると。当然、無料化分というのは、福祉のほうで予算をおいていただいて、私どものほうへ入をしているということで、全体的にふえておるんですが、こと有料化分だけをとれば昨年よりも減ということになります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。そしたら、無料化というのも結局福祉部のほうから入れてるということですか。それだったらわかりました。

もしあとなければ、もう1点雑収入のところ。長寿福祉課の雑入で、養護老人ホームのほうで介護保険の報酬収入が減ってるということなんですけども、この内容について説明いただけますか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これは、特定施設入所者の減による介護サービス利用者の減のため、いわゆるあそこは介護保険のサービスを受けられるような施設に今なってるんですけども、その利用者が少なかったということでの減でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはさくら苑ですか。さくら苑のほう空きが出てるといように考えていいんですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 現時点で93名ぐらい入ってると思うんですけども、7名ほど空きはあるんですが、そういう意味じゃなしに、あそこ半分ぐらいは要するに介護保険が適応できるような認定を受けておりますので、その対象者がもっと利用すると思っていたのが利用していないと、そういう意味でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、大体人数でいうと何人分というような計算はできるんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 100名のうち、約50名がそういうふうな入所を予定してると思うんですが、現時点でその当初予算で何名見込んでいたかは、ちょっと、今、把握していません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特養などは満室というか、待機者があると。ところが、養護老人ホームになると、若干空きが出てると、この違いは何なんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） それは、施設の性質の違いだと思います。特養は明らか

に介護保険、いわゆる要介護度が割と高い人。養護老人ホームというのは65歳以上の、要するにその人を扶養することができない、その施設でしか利用できない、施設へ入らなければいけないという人を措置してるんで、まだこのさくら苑については措置制度などで全く違う施設でございます。ですから、特養と養護と一緒に考えるというのは、これは明らかに間違っているということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 高齢者の方で、病弱で、そこに住まれたらどうですかというお話はちよくちよく聞くんですね。でも、何か不便を感じたりいろいろしながら、心細いけれども一人でいるほうが気が楽やとか、集団的な生活はしんどいとか、こんなようなこともあって、できるだけ継続をして住みなれたところに住みたいというようなことをおっしゃる方もおられるんですけども、割とこれまで聞いた範囲では、養護老人ホーム入ると外出とかもなかなかしづらいつらいとか、コミュニケーションとるのが大変だとかそんなような話もあつたりしておったわけですけども、そういう点ではいろいろ改善が進んでるというふうに思ってるんですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 私には、そういうふうな事例はあんまり聞いてないんですけども、結局あそこでは団体生活なんで、2人部屋ということなんで、そこら辺で馬の合う人合わない人とかということでの若干のクレームとかは聞いたことがありますけども、外出ができないとかそういうふうなことは、もちろん入所しているわけですから、その施設の職員がその人のいろいろな面での管理をしますので、最近が高齢化率も高くなっていますので、非常に介護保険の、いわゆる特養に入るべきような人も今現在かなりおります、現実に。ただ、その人たちはもう随分長年そこに住んでいて、結果的にそうなっているということで、そういう人たちにとっては、ある程度その職員のほうが外出のときにちょっと配慮するとか、そういう意味でのそういうふうなことはあるんでしょうけど、一般的に外出を規制するとかそういうふうなことはやってない施設ですので、それは御理解いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう評判的なものではなくて、実態としては、2人部屋ということ以外は割と自由な空間、住居空間として使えるということだと思いますので、ただ2人

部屋なりの、あるいは遠く生まれ育ったところとは離れてしまうというようなこともあったりして、若干ちゅうちょされる方もおるのかなというふうに理解します。これはこれで終わります。

○熊田 司委員長           ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員           12ページ。民生使用料。これが1,800万円ほど減になってるんですけども、これはいわゆる保育料の減ということで書いてあるんですが、これは対象人数が減ったということなんでしょうか。

○熊田 司委員長           健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也）       これは、全体的な話でいわれてまして、市立保育所すべて3つ書いてあるんですけども、それぞれちょっと要点が違うんですが。まず、1,773万円の減のものについては、要するにゼロから2歳児の当初見込みの単価が3万800円を見込んでいたと。ところが、実際は1,768円低い単価の2万9,032円だったと。次、3歳から5歳の当初の単価の見込みが2万4,600円だったものが、4,790円落ちて1万9,810円になったというふうなことがまず一つの要因。

それと、月当たりの平均保育料の対象者人数を、当初580人と見込んでいたものが41人増となった。ところが、それは若干減る要素なんですけども、保育料納税者の平均所得額が低下したということで、保育料の階層区分って8階層に分かれておるんですけど、そこに合致する人がいろいろなことによって下がってしまったということで、結果的に全部減になってしまったということなんですけど。

それと、あとの延長保育ですが、延長保育は当初見込みが延べ420名というふうなことを想定しておったわけなんですけども、85名程度が減になりまして、335人ぐらいということでの減額でございます。

それともう一つが、27万5,000円ですかね。これも当初見込みが延べ人数で1,680名から278名減により1,402人になったということでの減額でございます。

○熊田 司委員長           北村委員。

○北村利夫委員           これ、いわゆる当初見込みというのは、これは国との兼ね合いなんですか。料金の単価が変わるということは。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 低年齢児になるほど高いというふうな、要するに高年齢児ほど安いんで、そこら辺の見込みが若干シフトしたということの差でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、これは3歳児まででしたか、家庭保育の場合は年額6万円でしたか5万円でしたか、そういう補助金が出るようになってますよね。そういうこともやっぱり影響するのかな、これ。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 今、もう保育所に預ける人がほとんどなんですよ。ですから、在宅でそういうふうに頑張ってくれてる、本来やったら保育所へ行くのが今もう普通になってますけど、それでも家で保育してるという方については、年間6万円というふうな、頑張ってくださいましたねというふうな形の意味を込めてやってるんですけど、あんまり在宅のほうはやっぱり少ないのかなと思います。ほとんどやっぱり保育所へ入られてる方が多いんじゃないかと思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これちょっと歳出に入ってしまうんやけども、この保育料の関係で、これずっと見よったら、保育士さんいうのかな、のほうのやつが大分減額になってるんですよ。そやから、この予算見たときに、いわゆる園児が減った分先生の数が減ったのかなというような解釈をしとったんですけども全然違うということやから、それと今回保育所の定員の条例も出てます。そういうこともずっとリンクしてるのかなと思ってたんですけども、これはそう影響はなかったということなんですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 割と長いスパンで見た場合、やっぱりその園児数は減ってきてます。ただ、低年齢化されてるんで、その年齢配置によって職員配置が変わってくるわけなんですよ。ですから、正規職員は確かに、今、段々減ってくる。けれども嘱託職員、臨時職員でそれを補ってるんで、保育士は、今、全体で158名ぐらいの職員でや

ってると思うんですけども、そこら辺はあんまり変動してない。障害の持たれてる子供さんがふえてきたり、低年齢化されてるということで、やっぱり加配という部分で保育士が必要になりますので、保育園児が減る割には職員数は割と減ってこないというふうな実情です。

○北村利夫委員            終わっときます。

○熊田 司委員長            ほかに、歳入で。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員            先ほどの、ちょっと確認ですが、サンマックスの関係なんですが、市としての債権として使用料687万円と、サンライズが680万円と、サイクリングが402万円ですか、こういう債権があるということをいっとるわけですか。そう主張しとるわけですか。

○熊田 司委員長            産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）            今おっしゃっとる数字は23年度で、まだ22年度分の残りもございますので、合わせてそれと電気代、立てかえの電気代という格好の中でそれを請求しております。

○熊田 司委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            まだ、きょう時間がありますので、どんなようなものだったかというのをちょっと確認していただいて、報告いただけますか。

○熊田 司委員長            産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）            わかりました。

○熊田 司委員長            ほかに歳入ではございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長            質疑がございませんので、次に歳出に移ります。

歳出について質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員       25 ページですが、失業対策費ということで、この臨時職員の賃金192万7,000円というような減額になっておりますが、この内容について説明いただけますか。

○熊田 司委員長       産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）       これは、緊急雇用分の全体の中で、精算の中でそういう金額になっております。

○熊田 司委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       その内容を説明してほしいということ言ってるんですが、見ればわかります。

○熊田 司委員長       産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）       項目がたくさんあるんですが、全部読み上げるような形でいきますか。

○熊田 司委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       臨時職員の賃金ということでおいたわけですがけれども、これだけを見れば、途中でやめたのか採用人数が少なかったのか、そういう大枠の話でいいんですけれども。どういうことだったのか、その雇用時間が短かったのか、何らか大まかな理由というのがあると思うんですね。共済費とかそういうことじゃなくて、臨時職員の賃金192万7,000円となっておりますから、働く時間が短かったのか、採用人数が少なかったのか、途中で雇用契約解除したのか、そのあたりの状況ですね。そういうことでいいんですけれども。

○熊田 司委員長       産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）       緊急雇用自体は、うちの所管の部以外の全体の中での計

算になっております。まず、今おっしゃっとる契約しとる間の中で、やめた方とかそういうような方がおった中で全体としてこういう金額になっておるといふ形になります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、途中で退職をした、いろいろな事情があるんですけども、そういう場合は補充をしない、できない、余りにも時間が短い、できないとかいろいろ理由があるかと思うんですけども、せっかくおいてるもんですから、何とか雇用確保ということであったわけですから。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 緊急雇用対策についての募集とかは総務の方でやっておりますので、総務課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この減額については、緊急雇用対策の職員の方の賃金については、基本的には月額15万円でございますので、1人分ぐらいの減額ということで御理解を賜りたいと思います。そして、途中でやはり職が新たに生み出されて退職される方も2人ぐらいおりましたので、その方々の賃金の減額ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでよくわかりました。だから、臨時のつなぎであったものが、うまく効果を発揮して職が見つかったということで、効果が発揮されたなというふうに理解をしておきます。

これは終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 31ページの、小中学校通学バス運行委託料、これの300万円減額なんですけども、これはらん・らんバスとは違って年間契約ではないんですか。まずはこの減額の内訳といいますか、をお聞きしたいんですが。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましては、まず入札による減額になってございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 わかりました。これ、私もちょっと予算委員会でも聞けなかったんですけど、当初予算2,180万円予定しとんですけど、このもう少しその通学バスということについてのスキームをちょっと、簡単に結構ですから教えてもらえますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 辰美小学校区については、当初1,300万円だったのが精算見込みでは1,100万円。それから、灘小学校につきましては、当初170万円見込み170万円でございます。それから、南淡中学校関係では、当初680万で見込みが610万円というようなところでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 減額の内訳じゃなくて、もう少しスキーム、どの学校にどんな運行スタイルでやってるかという、もう少し全体のフレームがわかるようなことで。ちょっとこれは別途勉強すればよかったんですけど、ちょっとこの場でお聞きしたいんですが。要するに、2,100万円かけてる内訳、内訳といいますか、どういう内容かということです。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず辰美小学校については、旧小学校単位に、クモの巣といえますか、そういう運行の方法をしています。また灘小学校につきましては、奥の来川まで1本で行っとる形です。南淡中学校につきましては、灘の来川から順次南淡中学校に向かって送迎しておると、大まかはそんな形でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 何本ぐらい、通学と下校時と、その辺をもう少し。何本ぐらいで、どんな対応をしてるかという。何台でということあたり。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 灘は1台。それから、南淡中学校についても1台で対応して  
ます。辰美小学校については、2台のところと1台のところがあったと、旧小学校ごとに  
1台のところ、あるいは2台で対応しております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 何人乗りですか。1台で対応できてるんですか、1台1回だけで  
対応できてるんですか、通学は。それとついでに、料金は無料ですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 料金は無料でございます。それで、1台ないし2台で対応が  
できております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 何人乗りですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 27人乗りでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 1台1回走るだけで通学は間に合ってるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） さようでございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長       それを学校がある限りは走らせて、で2,000万円ぐらいで契約しとると。これはどこと契約してるんですか。

○熊田 司委員長        教育部長。

○教育部長（岸上敏之）       辰美につきましては西淡観光。灘小学校と南淡中学校につきましては、手元に資料がございませんが、南淡バスかなるしお観光になってございます。

○熊田 司委員長        柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長       これで終わりますが、もう一度改めてその2,100万円の内訳をもう一回ちょっと聞かせてもらえますか。どこに幾ら、どこに幾らという。

○熊田 司委員長        教育部長。

○教育部長（岸上敏之）       辰美小学校につきましては、精算見込みで言います。1,100万円、灘小学校については170万円、南淡中学校につきましては610万円、合計1,880万円の見込みでございます。

○柏木 剛副委員長       終わります。

○熊田 司委員長        ほかに。  
      蛭子委員。

○蛭子智彦委員        29ページですが、企業誘致の奨励金なんですけれども、新たな企業が来なかったというようなことで、この内容についての理由ですね、説明いただけますか。  
      減額432万5,000円の理由ですね。

○熊田 司委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）       現在進出というか、用地を買っていただいている業者さんもおります。ただ、それが工場なりを建ててもらって初めてこの奨励金とかいうのが生かされますので、それがなかった分、そういうので減額という形になっております。それが大きな理由の一つです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、一区画ですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今言った理由の部分は2区画でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 企業誘致ということで、買っていただいているということはいいいんですけれども、この買ってから何日かの間に建てなければいけないというような、こういう規定ではなかったんですかね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） それで、業者さんのほうにせっかく買っていただいとるということをお願いはしてるんですが、当然業者さんのほうの業務の工程みたいなものがありますので、どうしても今のところ、そこでそういう施設投資までなかなか難しいというような形でできております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いつごろ工場を建てるなり、設備をするなりしてやるような計画になっておるんでしょうか。そういう計画抜きでも販売できるというものなんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 両方とも、平成21年から23年の間にとりながら進んでいただいとったんですが、まだ今現在建っていただいとないという状況でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのあたり、条例上はどうなってるんでしょうね。それは、もうやむ

を得んということで行くわけですか。これは企業誘致ですから、工場を建ててもらってということを前提にして販売してる、投資的なもんじゃないと思うんですね。土地投資はなかなか今難しいでしょうけども。そのあたりはどうなのでしょう。そこをちょっと教えていただけますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、せっかく企業団地なりを買っていただいておりますので、できるだけ早く工場なりをつくっていただいて、当然雇用促進にもなりますので、初期の目的を達成するためにもお願いをしているところですが、なかなかいかんせん今の経済状況の中で、なかなか難しいという部分もございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まだ残っているところもあるし、きのうの予算の中でも新しい企業との話も進めてるということだったかに思うんですね。あいてる土地があっても、ここに行きたいと思っても行けないと。しかし、工場は建たないと。残ってるところはちょっと条件の悪いところということになってくると、企業誘致そのものの目的が達成できなくなっていくというか、そうなりませんか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） もともと、その購入をお願いしてる時は、当然相手方さんもここへ進出してやっていただけるという条件の中で来てます。今、当然まだ売られてないといいますか、買っていただけてない土地のほうもできるだけ早く、元気なといいますか、そういう業者さんにあたって、できるだけ早く販売促進につながるように努力をしているところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、もうそういう努力をしてるということでもいいんですけども、2、3年までに一応工場を建てて操業するというところでやってたものができてないと。その土地が、ちょっと現場見てないしわからんのですけれども、来るほうとしても空いとったらまたそこも考えるけれども、結局土地としては活用されないまま残っていくというのは、企業誘致の観点からしてちょっと問題が出てくるというふうに思うんですけども、新し

い、今、販売をしようとかけてるところに対してもマイナス面になるんじゃないですかね。活用されてないということであればね。これ、24年度中に操業を開始するという見通しはあるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今のその二つの区画については、そういうことはまだちょっと聞いておりません。できるだけ早くということはお願ひしよるんですが、きちっといつからというのは聞いておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ努力されてるということなんですけども、売れたらいいというようなものではない、売れることは大事なんですけどね。でも、企業が実際操業しないということになると、いつまでも残ってる状態になりますわね。業績が好転するまでというようなことを待ってる間に、業績が悪化したらどうなるんですか。これ、ずっと経済状況というのはわからんですから、そんなときの場合はどんな対応になるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） そんな悪いことがないように祈ってるんですが、実際そういう形が出たときに、当初目的と全然違うような、例えば転売とかそういうのがあればまたそこは買い戻し特約のような形でいかんと仕方ないかなと。ただ、一生懸命向こうも努力して動いてくれるうち、うちのほうとしてもそれに対する協力とかそういうのはしたいとは思いますが、余りせっかく買っていたいたとこをどうかとかいう話はなかなか難しいんかなと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、21年から23年の間に工場を建てるということで動いとったわけですね。これは23年末までできてないと。24年についてはまだ見通しがないと。いつごろまでやるということになるんですか。わかりますよ、その気持ちもね。本当に苦勞してせっかく買ってもらったもんだから協力もしよう、これはサンマックス社のときでもそうだったと思うんですね。そんな冷たいこと言うなというのが水田産業部長の答弁だったわけなんですけども、最終的に破産になってしまったということもあるわけですから、そ

れで後始末に、今、非常に苦勞しとるわけでしょ。ですから、リアルに状況をつかんでいくということが大事じゃないかなと。人情的にそれは言えないというのは当然わかるんですけども、そこはやはりリアルな状況把握ということが必要になってくるのではないかということをおもってとるわけですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、塩漬けの土地を持つてるということで、その企業さんも当然損という形になると思うんですよね。その企業さんが、自分がそういうところを持つてなおかつそういう判断で動いてやるととるので、うちの方としてそこまで本当に踏み込んで、そしたらそれもう戻してくださいとかそんなんやれるんかどうかですよ。ただ、それが例えば少し時期がおくれてるといふのと、売ったらぐあいが悪いようなところに転売する目的かけてやるのとちょっとわけが違ふんかなという気はします。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから見通しを聞いとるんですけど、見通しは、今、当面たつてないわけですね。見通しなんですよ、大事なものは。どんな見通しかということなんです。そこがちょっとよくわからないので。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、うちのほうもできるだけ早く建っていただきたいということで、お願いに行くぐらいのことしか、強制的にどうこうできませんし、お願いするという形で進めてはいきたいと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、結局こういう土地というのは、利用しやすいもの価値観の高いものから売れていきますわね。残っていくのは、やっぱりちょっと条件が悪いとか、使い勝手が悪いとかいうことで結局残つてるところが出てくると思うんですよね。使いやすいところから売れていくと。だから、企業誘致をしていく段階にあつて、残っていくものに福がある場合もありますけれど、なかなか条件的に難しさが出てくるというケースも当然出てくると思うんです。ですから、新しい方を開拓していく上で、やはりいろいろな事をもう少し考えていかなあかんのではないかなと思うんですけれども。この業種、どんな

業種の方で、その見通しがなかなかたたないというふうなことになつとるんですかね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 1人の方は製造業で、もう1人の方は食品関係の方です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きのうちも食品関係でいろいろ努力してるということだったので、その販売活動にマイナスにならないようにしていただきたいということと、それとやはり結局経営圧迫しとるわけですから、本体の事業に圧迫をかけとるわけですから、なかなかその会社としても苦勞されてる中で財務が悪くなったりということもちょっと心配しますので、早く見通しが出れば、出していくということで頑張っていたきたいということで終わります。

○熊田 司委員長 暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

歳出について、質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの、企業団地の誘致条例を見ておりますと、土地売買締結契約の3年以内にした場合に土地取得奨励金を交付するとなっておりますね。それから、5年以内に事業開始した場合、5年間について固定資産税の課税免除をすることになってるんですね。ですから、3年、5年というのが一つの基本に誘致条例としてはしてるわけで、これを過ぎた場合はもう優遇的なものは得られないということになつとるわけですね。それは間違いないですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 奨励金自身が、その会社に早く進出してもらうことが一つの事由になってますので、当然、今、議員さんおっしゃるとおり、買っていただいた土地は早く利用していただくという形になっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうインセンティブをつけてということですので、少なくとも5年以内にはやっていただきたいということであると思いますので、今後ともそういう姿勢でお願いいたします。

○熊田 司委員長 ほかに。  
廣内委員。

○廣内孝次委員 32ページの、施設整備のこの大規模改造工事監理委託料の150万円の増、これの内容についてお尋ねします。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましては、八木小学校の大規模改造でございます。八木小学校については、平成24年度で計画しておった事業だったわけなんですけど、今回交付金がつきまして、それで繰り越しということで計画しております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そしたら、下の工事費、これも八木というて確か言っていたように思うんですけども、それとの兼ね合いは関係ないわけですね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この、15工事請負費でございますが、今おっしゃってましたように、八木小学校の繰り越し分でございます。ただし、この中には市小学校の関係の精算による減額のものも含まれております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員           この設計委託、監理業務委託、これらの予算を立てるための根拠的なものというのはどのような勘定でとらえとるんかお尋ねします。

○熊田 司委員長           教育部長。

○教育部長（岸上敏之）       一般的に、学校の場合は県の基準に添ってやっておると思うんですが、今ちょっとその詳細について資料は持ってありません。

○熊田 司委員長           廣内委員。

○廣内孝次委員           これ、普通であれば2社見積もり3社見積もりで、ある程度地域的なものも考慮した適正な価格を検討するとは考えるんですけども、そういうんじゃないわけですか。

○熊田 司委員長           教育部長。

○教育部長（岸上敏之）       実施するにあたっては、当然入札審査会で相手業者のその選定も行っていただいておりますし、この予算を計上するにあたっては、その関係の基準によって積算をしてやっておるものと認識しております。

○熊田 司委員長           廣内委員。

○廣内孝次委員           県の基準というて、はっきりしたものはあるんですか。

○熊田 司委員長           教育部長。

○教育部長（岸上敏之）       ちょっと、詳細について今持ち合わせておりません。確認をさせていただきたいと思います。

○熊田 司委員長           廣内委員。

○廣内孝次委員           何でこういう話をするかと言いますと、一般質問でもちょっと触れたんですけども、過大設計、過小設計、要するに相場と離れて予算組まれた場合、最低落札価格の設定があれば極安になる場合もあるし、全く高いもので発注するというような結果になりやすいと。そやから、そこらに関しましてどれが適性であるか、やはりこれチェッ

クせんことには予算計上できないと思うんです。その中で、やっぱりそういう面を強化して、要するにむだな金額が出ないような勘定、逆に言えば適正な価格で発注できるような予算をつくるという、そういうような勘定でやっていってほしいという思いがあります。その点に関しましては、どのような考え方をしておりますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 委員おっしゃられるとおりだと思いますし、そういった考え方を基本に、進めていくべきかなと考えております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 委託料というのは割と流動的で、値段的にちょっとわかりにくい勘定が出やすいんです。そうした場合は、やはり見積もり合わせといいますか、予算計上する場合に業者に3社ぐらいで見積もりをとって、この基準とやっぱり対比するぐらいの考慮がこれから必要じゃないかと思うんです。ですから、そういうようなやり方に移行していくのが一番いいんじゃないかと思うんですけれども、その点に関しましていかがでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 市役所の中といいますか、関係部署と協議をしていきたいと教育委員会では思います。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 専門の技術員がない状態でやっていきよるわけですから、やはりそこらに関しまして、やっぱりいろいろな工夫が必要と考えます。財務部長、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） そういう見積もりをとるというふうなことは、旧三原町さんのときにそうした手法をやられとったんかなという気はします。ただ私の、教育部の工事の設計の認識については、ある程度の過去の実績の部分に特殊な部分があればそれを加えて、若干余裕のある委託料を予算計上しとるというふうに思っております。おおむねの大

規模改造工事としての事業費は、おおむねこれぐらいですよという部分はあるものの、ある程度余裕を持った委託料の予算額になっておりますので、そうした委託料を入札によって決定して、おおむねの工事費が確定して、次年度にその予算計上を行うという手法をとっておるんで、過小、過大という部分ではそう問題にならないのかなというふうな認識をしております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 工事費の算定がしにくい場合、やはりどれが本当かというような勘定のところは出てくると思うんです。今、部長が言われたように、過去の事例、過去にやった分の平米単価とか、もろもろ検討されてやられているのであればいい線に落ちつくとは思いますが。逆に、この錯誤が出た場合、その場合やはり必要以上に高い金額、必要以上に安い金額という勘定になりやすいんで、これ最低落札価格を決めていけば、当然そこらでどうしようもないような状態が出てくるわけですね。だから、そこらを十分精査してやっていただきたいと思います。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 31ページの自主防災組織育成事業補助金、350万円の減額ということですが、結構大きな金額かなという印象を持つわけですが、この理由について説明いただけますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この、自主防災組織の補助金につきましては、2種類の補助をさせていただいてます。1つは、自主防災組織整備にかかる事業、大きな金額ではないですけどハード的な整備。そして、2つ目にはその組織の活動経費、そういった部分での助成をさせていただいてます。この部分につきましては、特に整備に関する事業、そういった部分が設立後3年というような中で、22年度まではそういった部分で事業費的に約900万円程度の補助をさせていただいてるんですけど、23年度については、そこら辺の部分が3年を過ぎたという部分が結構ありまして、その分を活動費のほうでということを見込んで予算措置もさせていただいたんですけど、結果ソフト的な部分での申請が大半であったというような中でこういった減額になっております。昨年の東日本大震災で、

津波の部分が非常にそういった危機感、そういった部分の中で結構沿岸地域を中心にこの23年度は申請があったのかなというように思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3.11以降、1年間の23年度であったわけですから、予算で900万円において350万円残ったと、残る見通しやということなんですけどもね。やはり、この自主防災組織に対する取り組みというのが問われてるのでないかなというふうに思うんですね。災害時の要援護者の対策の問題にしてもかなりおくれておったと。ですから、これはやはりねじを巻いて、新年度予算の中ではもっと積極的な活動計画につなげていただきたいという思いがあるわけなんですけども、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 委員さんおっしゃるように、そういうことが重要でございますので、新年度に向けてはそれぞれの自主防災組織、特に沿岸地域の方々にも南三陸町へ研修に行っていただくというような計画もございます。それらを軸にして、それぞれの自主防災組織の活動が活発化なるような形で、この活動を支援していきたいなというように思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 南三陸に行く場合も、自己負担の関係とか会社休んでとか、いろいろ難しい話も結構出てくると思うんですけどね。そういった面では、どんなような考え方でいこうと思われておりますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 当然、それぞれの自主防災組織の代表の方ということでございますので、それぞれ職を持っている方もおられると思います。そこら辺につきましては、それぞれ調整をしながら、例えば代表者がだめな場合はその方以外で行っていただくとか、そういった部分も調整しながら、できるだけ予定していた人数を現地のほうへ研修に行ってもらえればという思いでございますので、そこら辺は今後調整させていただきたいなというように思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれボランティアでするわけですが、費用弁償的なことというのは、これは考えられるんですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 旅費関係等につきましての費用弁償、日当はございませんが、費用弁償については、その経費については市のほうで持つというような考え方で対応したいなと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこら辺、費用弁償というか日当はうたないということなんですけれども、研修なりの考え方、まだもう少し検討もしたらどうかなというふうなことを思うんですけどもね。というのは、結局審議会の委員とかであれば、出席してもらった場合は日当うちますわね。自主防災組織は審議会じゃないので、こういうものは出ないんですけども、何かしらの補償もあったほうがいいのかと、行ってもらうわけですから、自主防災組織とはいいいながらもそれを強化するという立場で行ってもらうわけですからね。その点は少し検討、予算の話になってしまうんですけども、せっかく自主防災組織ということの活動費をおきながら大きく予算を余らせたという反省の上に立って、いろいろ活動強化をしていくということからも、不用額にしたわけですから、その分何らかの方法で活用するという事も考えられるのかなということも思うんですけども。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 旅行中にいろいろな事故とか、そういう部分も万が一というような部分もありますんで、それら辺は保険で対応していきたいなというように思っております。それと、その行ってってきた部分の報奨、報酬、そういった部分につきましては、やはりこれは自主防災組織でございますんで、その代表ということで行っていただくというようなことでございますんで、そこらの部分につきましては、それぞれの組織、そういった部分での理解をいただいて、そこら辺はボランティアということになるんかもわかりませんが、やはり組織形態からすれば、そういった部分のほう望ましいのではないかなというように考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、その自主防災組織に対する支援というものの幅なり考え方なり、これを変えていくということではできないんですか。組織に対しての考え方ですね。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 組織の中での今までの活動費の部分につきましても、当然人件費部分については対象にはしておりません。そういった形の中で、やはり組織として自主的に活動していただくということが当然必要ですし、それでなければやはりみずからの力で活動しようという機運が当然沸いてこない部分もあります。そんな中でございますので、やはり基本は自主的な活動と。ただ、自主的な活動ばかり待ってるんじゃどうもならないということもありますので、それはともにやっていく必要があるわけなんですけど、基本的なスタンスはやっぱりそういうことだと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これと対照的なのは、農地水環境ですね。これは、日当とかも共同作業をした場合は出るというようなことになってますね。当然、自分たちの農地、水環境、自分たちの周囲のことを守る、こういうことのための国からの手当、これは非常に、今、地域にとっては欠かせないものになっとるわけなんですけれども、その自主防災という部分についてはそれは認められない、何か少し不合理なような印象もあるんですけども、これは考えがないということなんですけども、やはりその自主防災とはいいながらもそれぞれ仕事を持ち不時の備えに、消防団だってもそうなんですけども、それなりの出動すれば日当というのも消防団も確かあったかに思うんですけども違うんですかね。ですから、そういう自主防災組織と消防団との位置づけというのも当然あるわけなんですけれども、やはりちょっと合理性が、全体的なバランスとしては、消防であればいけるが自主防災ではだめだという、目的は同じようなものであると思うんですけども、ちょっとバランスが悪いように思うんですけども、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 再度の答弁になるわけなんですけど、やはりこの自主防災組織という組織の成り立ち、そういった部分、そして今後活動していただくそういったスタ

ンス、そういった部分の総合的に判断すれば、やはりこれは地域の中で、地域の盛り上がりの中でのそれぞれの代表者ということでございますので、市からその代表者の方々に対して日当をうつとか、そういった部分についてはやはり考えられないのかなというように思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今言ってるのは、派遣事業に対してということだけではなくて、自主防災組織の活動の事務経費、運営経費、そういうものの考え方をさらに厚くしたらどうですかという、そういうことなんです。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この活動経費については、今後活動経費についても5年という縛りが今までありました。そんな中でございますが、それを過ぎてでもやはりそれらの活動というような、いつ災害が起こるやわからないという状況の中で、今後も引き続いて、特にそういった活動の中で避難訓練とか学習会とかそういった部分を中心に、やはりそういった経費の支援をしていく必要があると思いますので、そこら辺については見直しを検討していきたいなというように思っております。

○熊田 司委員長 ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員 28ページ、港湾管理費。これ大幅に減額になってるんですけども、この減額の原因は何でしょうか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 水産の基盤ストックマネジメント事業、これは入札による減額になっております。灘漁港の分でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 もともと予定価格は何ぼやったんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 委託料分で2,600万円でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 2,600万円のやつが1,600万円減。もともとどんな見積もりされとったんかなという疑問がわくんですけどね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 調査の基準に照らし合わせた設計書だったと聞いております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、委託料やね、工事費じゃないんですよね。この委託料が入札減ですか。どこへ委託されたんですか、これは。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、コンサルタントに対しての委託料になっております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、いわゆる工事費のほうは幾らぐらいの工事なんですか、これ。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） スtockマネジメント事業で、この灘漁港の、例えばケーソンであるとか、岸壁であるとか、そういうのを調査いたします。それで、破損箇所が見つかれば、それを全体の調査ですので、その中で効率よく年度を区切って工事にかかっていくという形の中で、この事業の結果が出てからどういう工事をしていくかという

のが決まってきます。ここをどないするというのはまだ決まっていません。

○北村利夫委員 終わっときます。

○熊田 司委員長 ほかに。  
廣内委員。

○廣内孝次委員 31ページの、災害対策費。委託料、津波避難マニュアル策定委託料、これは100万円の減になっておりますけども、今年度で300万円の予算計上されておりますね。その点に関しまして、ちょっと内容についてお尋ねしたいと思います。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この予算につきましては、昨年の6月議会で御承認をいただいて、その当時も話をさせていただいたんですけど、人と防災未来センターと連携をとって、そこの主任研究員の方といろいろ打ち合わせをしてきました。それで、今現在福良の3自治会、自主防災組織なんですけど、そことモデル的にこのマニュアルについて作成を進めております。この部分につきましては、一つは経費部分としてはそういった専門的業者に委託しとるわけなんですけど、その中でいろんな主任研究員との話の中で、それぞれ3自治会とその研究員と市の防災担当と、そういった中でマニュアルをモデル的につくっていくというようなことで今現在進めております。その金額が、当初見込んでいたのがもう少し広範囲に予定をさせていただこうということだと思ってたんですけど、23年度はモデル的な部分での実施というようなことになってきましたんで、今回減額をさせてもらうというようなことでございます。

中身については、その中心になるのは避難の部分についてのマニュアルというようなことでございますんで、図面化したり、そういった部分を集会所なりで掲示するとか、あるいはその対象地域の各戸への配布とか、そういったことでより災害が発生するというような部分のときにはすぐに避難の高台へ逃げられる、そういった部分を中心としたマニュアルでございますんで、そこら辺を今現在作成中というようなところでございます。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 要するに、100万円で足らなかったから今度300万円で計上というような勘定ですか。じゃないんですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） それで、新年度についても予算計上をさせていただいてるんですけど、23年度はモデル地域のみにとどまるという見込みでございます。それを、その手法を用いて、範囲を広くしていきたいなという考えでございます。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 市のほうには防災計画がありますね。その中で抜けた部分、詳しくないのが津波対策と。割と以前に、防災計画できたときに、なかなか立派なものができるわけですね。ですから、そのときに幾らかかったんかようわかりませんが、今年度で300万円、それとマップの作成で200万円、500万円かけるわけですね。その津波だけに関してね。そやから、恐らくコンサル発注にはなるとは思うんですけども、どれぐらいの値段で発注するのが正当な値段かというのがこれなかなかわかりにくいわけですね。ですんで、そこらを十分考えて、津波に対してだけのことですので、そこら昔の防災計画との兼ね合いも考えて発注していただきたいと。

それともう1点は、やはり先ほどおっしゃられましたように、自主防災組織があるんですから、十分そこらと連絡取り合ってやるという話ですんで、これぐらいのことやったら、コンサル発注しなくても地元でできるぐらいのそういうような感じもするわけなんです。ですから、コスト的にはお金をかけたからええもんができるという結果は当然ないとは思わすわ。ですから、十分そこらを精査されて発注していただきたいと思います。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。  
北村委員。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 23ページ。国民保険事業費なんですけども、これ減額になってるんですが、これどんな計算方法で算定されてるんですか、これは。国民保険安定事業繰出金と、国保財政安定化支援事業繰出金、これどんな計算方法で。これ、国のほうからですか。多分減額で通知が来たというふうに思うんですよね。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基盤安定については、要は国のほうから示された金額、減額になっておりますので、それに基づくものです。それと、財政安定化支援、これについては交付税に算入をされております。80%算入されておりますので、それを割り戻して100%で国保のほうに繰り出しをしておるんですけども、それが減額になっておるということでございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それが、なぜその減額になってくるんかということが聞きたいんです。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 恐らく、全国的な国保財政を見ながら、国のほうはそうした支援措置の部分を算定しとると。去年並みの実績を当初でおいとるんですけども、そうした恐らく2年前ぐらいの実績を国ベースで見て、そこらの部分を単位費用に計算されとるんやというふうには思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、財政安定化ですよ。聞くほうもようわからへんやつやねんけどな、これ。わからへんから聞きよんねんけども。そやから、何や今のんでようわからへんのよね。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 恐らく、前年度は補正して増額したと思います。国保の補助金を一定期間交付税算入されたことがあるんですけども、それについては2年前の実績をもって交付税算入するというふうな手法を用いられたんで、恐らく2年前ぐらいの実績の中で、財政安定化の部分についてこれぐらいがいいだろうというふうな国ベースでの算定をされたんかなというふうには思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、そしたら各全国の市町の予算規模、国保の予算規模に関係してくるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 国保会計でいえば、調整交付金なんかばくつとした部分で積み上げでないんですよ。ばくつとするんですけども、実績については翌年度の6月あたりに実績が出ますんで、それを吸い上げて統計資料として算定を国ベースでつかめるのが2年前ぐらいの部分で全国ベースがつかめると。そうした中での財政安定化支援を、この事業が始まって十数年たつとは思うんですけども、そうしたつかみで単位費用なんかを決定して算定されてるといふふうには理解しとるんですけど。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、市のほうでこの国保財政の安定化を図るために繰り入れする、そんなんはどない評価されるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 一応、不足額の80%相当分をこの経費で交付税に算入されるということですので、それをコンマ8で割り戻した数字をここへ計上しとるんですけども、これが8割しかなければ、今後算定に響きますよというそうした指導はあります。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 終わっときます。

○熊田 司委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国保の基盤安定事業繰出金というのは、結局これは減免額の補てんですね。そして、この財政安定化支援というのは、保険税が余り過度に上がらない、全体として上がらないように、国が財政措置をするという部分であったかに思うんですけども違いますか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也）           これ、本当に難しくって、僕もここに書いてあるんですけど、自分でもちょっとよく理解できないんですが、とにかく一応読み上げます。

保険基盤安定負担金というのは、保険者軽減分とそれと保険者支援分と2種類ございます。今、蛭子委員言われました、要するに7割、5割、2割の軽減分に対しての、保険って負担能力の低い低所得者の加入割合が高くなって、そういうふうな状況をもとに、交付され負担金が保険者軽減分のほうです。もう1つの保険者支援分というのは、中間所得層を中心に被保険者の保険税負担を緩和し、低所得者を多く抱える市町村保険者の財政安定化を図るための保険者支援制度というものがこの支援分のほう、この2種類あります。

先のほうの、保険者軽減分のほうについては、県が4分の3、市が4分の1と。保険者支援分のほうは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と、そういうふうなことになってます。

それと、財政安定化支援事業というのは、保険者の責に帰することができない特別の事情がある場合に、先ほど土井本部長が言いましたように、普通交付税措置額の8分の10を繰り出しすると、こういうふうなことやけども、よくわかりますか。

○熊田 司委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           全体として、保険税が減免をするときの補てんの部分と、そして医療給付費とかが極端に上がったとか、一生懸命に保険税を集めたけども、それ以上に保険給付費が上がったとかいうときにはプラス材料にもなるし、保険税の徴収率がわかった場合、もっと努力せなあかんでとペナルティー的に保険財政の支援分が減らされるとか、全体としての今の責めに帰しないというようなところに、そういう考えが盛り込まれてるといふふうにちょっと思ってたわけですけども、大体そういうことかなと。

それと、中間所得層とかの算定基準というのは、その当年じゃなくて、前年度か前々年度か平均的なものに対して国が算定するという部分と市が思ってる部分とがあって、その差というのが最終的な調整で変わってくるというふうな説明を以前聞いたことがあるんですけども。だから、当初算定しとったものよりも保険税の算定が最終的には、納入率は上がるとるんやけれども、納入率が上がったとしても賦課基準そのものが思とったよりも低かったとか、入ってこなかったとか、何かいろいろそういう特殊な事情の中で算定が動くというふうな理解をしとったんですけども、おおむねそういうことじゃなかったかなと。ですから、繰り出し金そのもの、さっき土井本部長がおっしゃったように、当初算定しとったものよりも保険税の集まりがよかったり悪かったり、3年間平均に照らしてどうだったかというようないろんな基準を、鉛筆を厚生労働省なりで考えて最終的に財政のほうに反映するというような複雑な方法だろうと思うんですけどね。そういう面では、ある意味でその国のさじかげんというのが出てくる部分ではないかなと思とるわけなんで

す。ですから、ここの部分を結局トータルとしての国保支援という部分が、名目的に出されてる部分よりも減ってきてるという印象を持つとるわけなんですけども、保険財政に対してね。これによって、保険財政に対して国庫の支出金がどうなっとるか、こういうことが総括されていったらいいのではないかなど。国として、どんだけ見てくれたのか、保険財政、保険税収入、それから市町村の負担、国の負担、その比率がどう動いていってるのかということについて詳しい資料をまとめたらいいいのではないかなというふうに思っとるんですけども、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 会計管理者次長兼会計課長。

○会計管理者次長兼関係課長（馬部総一郎） 私、今は立場は全く違いますが、前に保険課におりましたので、今、資料も持ってませんし、細かいところまでは覚えてはおりませんが、国保の基盤安定の関係につきましては、先ほども部長からも説明もありましたけれども、2割、5割、7割の軽減というもので、所得の低い方の分については保険税を低くして、この基盤安定というもので国と県と市がそれぞれお金を出して補てんをするという仕組みでございます。もともとは、この基盤安定については、今言いました2割、5割、7割の軽減だけしかなかったんですが、それではちょうどこの対象にならないという人が国保税が割高になるというようなことから、先ほども説明もありましたように、中間層といえますか、一番低い人ではなしに少し収入のある人について少し補てんをするべきでないかというようなことで、その支援という部分がこの基盤安定の中に含まれてきたということでございます。従いまして、国保税自体は依然として高いという実態はございますが、所得層の低い方については国、県、市でもって補てんをしているという状況です。

それから、国保の財政安定化支援については、この詳しい計算については交付税の中で計算をしております。これは非常に複雑ですので、簡単にしか申せませんが、先ほど保険者の責任でないというような部分がベースになっている。例えば、病院がその地域については多いとかいうのはその保険者の責任ではございませんので、そういったものが加味されて国保の財政の安定に寄与するという意味合いでこういうものをおいているということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこは、もうそれで結構です。

34ページですが、この災害復旧費の関係ですが、これについては主には入札減という理解をしていいでしょうか。34ページの減ですね。1億3,900万円ですか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） この農災につきましては、御存じのように昨年4つの台風が来まして、当初予算おいておりませんでしたけども補正で組ませていただきました。それで、結果的に318カ所の災害を受けたんですけども、その査定が12月いっぱい、年内いっぴいかかりましたので、漠然と予算計上しておりました。精査しまして、結果7億何がしのお金があれば執行できるということで、当初9億円近くの予算を計上しておりましたけども、1億3,900万円が不要であるという計画のもとで削減させていただきました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、工事費そのものが主がすんだということなのか、それとも査定で漏れたところがあるのか、どちらでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 当初、補正で組んだときに、まだ全部査定を受けてませんでしたので、概算で一応計上させていただいております。一部については、未竣工のところもありましたけども、査定はうちの計画どおり皆100%とっていただいておりますので、概算から査定結果に基づいて精査した結果ということでございます。

○蛭子智彦委員 わかりました。

○熊田 司委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あとは、繰越明許の関係で少しお尋ねしたいことがあるんですが、繰越明許費の関係で教育費で、淡路人形浄瑠璃会館建設事業、1億1,744万4,000円ということなんですが、これの根拠について説明いただけますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 根拠でございますが、まず昨年9月に補正をさせていただきました6,694万4,000円、これ工事費でありました。それと、県内産木材を使用す

る木質化の事業4,920万円。それから、もう一つ上下水道の加入分担金130万円。それで、合計1億1,744万4,000円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、9月補正で補正をした部分が24年度に残るということで、それ以前の部分については3月末で終わるということでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） さようでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前も、3月末で終わるということと言ったものがおくれて、そして監査を受けて1,000万円ほどの補助金の返還というようなことがあったわけなんですけれども、そういう工事予定、工事見積もり、順調どおり3月末までの予定で進んでるということですね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現在、その予定で現場は進んでおります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、もうその言葉を信じるしかないんですが、前日も3月の同じように総務委員会で議論して「やってます、大丈夫です」というようなことであつたわけなので、今回工事が予定よりまたおくれましたということがないようにしていただきたいということと、それと補助金の返還なりというのはこのことについては問題ないんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この件につきましては、国交省の補助金の関係であります、近畿地方整備局と協議をしてその中で進んでおりますので、我々としましてもそこと協議をしておる以上、これの考え方で、年度内に決められた国交省に関する補助金分について

はクリアできるといった協議がなされておりますので、それで心配はないということで今進んでおります。

また、4,920万円の本質化の事業につきましても、県ともう既に協議もすすんでおりますし、そんな中で、これも繰り越しなんですが、進めております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことで了解されとったらいいわけですけれども、この追加工事というのは、内装部分というのがほとんどだったかと思うんですね。そのときには、基礎工事的な部分の補正を出とったわけですがこれは削除された。しかし、一部外構的なものも補正の中では残とったかに思ったんですが、すべて内装工事ということでこの予算になってるわけですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのように認識しております。

○熊田 司委員長 ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員 24ページ、保育所費。これ、先ほどともリンクになるかと思うんですけども、先ほどゼロ歳から2歳の関係で、園児数は減っても保育士の数はそない変わらないんだという話やったけども、この項目を見たら保育士の減ですよ、これは。これでいったら、3人か4人ぐらいの減になるんですかね。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 職員の人件費につきましては、予算の計上から執行までおおむね総務課のほうで一括管理をさせていただいておりますけども、今回御指摘の、その保育所費の給与のマイナスの974万円につきましては、当初保育所の保育士と幼稚園の教諭の人件費の所要額見込みをちょっと取り違えておりました、今回ページ33ページの幼稚園費も御参照いただいたらいいんですけども、そこでの給与の相殺をさせていただいております。これにつきましては、保育所と幼稚園職員間の人事交流分の処置が適切にできていなかったということで、今回補正をさせていただいておりますので、御理解を賜りた

いと思っております。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 歳入の関係で、商工観光部のほうにちょっと調べてほしいということ  
で出していた分ですが、わかりましたか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まだちょっとできていません、すみません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 報告というか、だれが行ってるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 西岡課長補佐と、古川主事です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その2人、いないんですか、今。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ちょっとまだ連絡がとれてません、すみません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さっきも言いましたけど、まだ時間があるのでこの委員会でということ  
で言ったつもりなんです。きょう、2人ともいないんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ちょっと連絡とってませんので。

○熊田 司委員長 暫時休憩します。

再開は1時10分からとします。

（休憩 午後 0時07分）

（再開 午後 1時10分）

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

まず、教育部長より発言の申し出がありましたので許可いたします。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 廣内委員さんからの御質問の中で、委託料の件でございますが、確認をいたしましたところ、兵庫県の県道整備部の営繕の設計委託料基準によりまして、私どものほうで積算をしてやっているというところでございます。ただ、それを基準にするにはやはり概算工事費が必要となってきます。それにつきましては、財務部長からもありましたように、教育部のこれまでの実績によって、それによってやっておるといふようなところがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○熊田 司委員長 続きまして、産業振興部長より発言の申し出がありますので許可いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 昼前の裁判の関係で、非常に申しわけございません。3月12日、月曜日の日に、朝10時40分から10時45分までの間、神戸地方裁判所洲本支部第1号法廷でございました。出席者につきましては、破産管財人の弁護士さん、それと債務者として当人と弁護士2人、債権者として傍聴席に、先ほど説明しました市の職員2人と、そのほか3名の出席者がありました。負債総額とかそういうものについての布令がなかったので、実際幾らかという数字についてはつかんでおりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3月12日に行われたものは何なんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 経過報告になっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 破産手続はもう開始されてるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） そう聞いております。それで、次回は3カ月後ぐらいにあるということで確認しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、破産法の関係なんですが、破産手続開始の決定と同時に、破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会の期日を定めるということになるとるわけですが、その期日が3カ月後ということですね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 現在、まだ財産状況については調査中ということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、債権者集会がまだ3カ月後に開かれるということですね。そういうことの通知があったということですね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その12日の日に、そういう連絡があったということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、次に行われるのが債権者集会で、そこで財務状況なり債務の総額なりが報告されるということですね。どういうことですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） そこまで詳しくちょっと詳細は聞いてません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、この次に開かれる中身というのは何なのか、破産手続に関して法律があって、破産手続開始をされたら、この債権者集会というのがいつやられるかというのを決められて、そしてそのときに債務の状況というのは全部報告されるというふうになつとるわけなんですけども、それが次にやられるのはそういう会議かどうかというのを確認してないんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 次回の会につきましては、破産管財人より裁判官等の質問の回答などが、それをつくるのに3カ月ぐらい必要やということだということで聞いてます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 聞いたらわかる話やから、つまり当事者としてどうなるんかということの関心をもっと持たなあかんの違いますか。違いますか。その、どうやってこの債権を確保していくのか、足らずをどう補っていくのかということをもっと真剣に考えないかんし、破産手続がどうなってるんか、債務の状況はどうなってるんか、そのことを厳しく問うという責任あるん違うんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） それにつきましては、顧問弁護士の方に相談しながら進めていきたいとは考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、その姿勢を問いよるので、その3月12日に行われたものは何で、次に行われるものは何かさっぱりわからんのですね、今の話では。法律上は、破産手続の中で債権者みずからの債権、権利を言えるわけなんですよ。それで、例えば総額債務のうちの10分の1以上の債務を南あわじ市が持った場合、債権者集会をしてくれということも言えるというふうに法律には書いてあるんですよ。だから、その債権を持つとる当事者の南あわじ市、特に担当の部長がこういうこともつかんだ上で、破産管財人に対して自分の権利をもっと主張していくか、それが認められてるかどうかもっと関心を持って言っていないかんの違いますか。何か今の聞いたら何かお客さんのようで、何か自分の債権、自分の権利としてこのお金に責任を持つというようなことにそういう意志が見えないんですけどね。もっとちゃんとやってもらわんといかんの違いますかね。一体何がどうなってるのかが、これもっと説明してもらわんとわかりませんよ、今の話では。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 3月12日、私も行きたかったんですが、予算委員会とかそういう形の中で行けてません。実際、もう少し顧問弁護士さんなりと一緒にってその話をして確認していきたいと考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでね、結局どれだけとれるかっていうことは本当に関心事なんで、今、破産をしてからもう既に半年たつわけですわね。それで、その何か悠長で、何をしとるんかなど。今、どれほどの債権の申し立て金額、総額で幾ら申し立てをしとるんですか。正確な金額言っただけですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） すみません、ちょっと手元に資料を持ってないんですが、2,200万円ぐらいだったと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だから、仮に2,200万円ということになると、裁判所のほうでは10分の1以上ということですから、2億円ぐらいまでの範囲の債務状況であれば、これ南あわじ市としてやっぱり一番筆頭に近いものがあるのかなという気もするんですけどね。そのあたりちょっとよくわからんですが、もっと強く言うべき立場にあると思うんですよ。人のお金というようなことではないんですか。

○熊田 司委員長　　市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）　　ちょっと、資料も何も持ってないわけですが、勉強した記憶の中で申し上げますが、会社倒産、破産等された場合は、財産とか売掛金等があればそれを配当するというような格好になります。財産がなければ、それで免責が決定されるということになるんですけども、今回はその財産を処分するものがあるということの中でいっておるかと思います。

それで、まずこの破産債権、大きくは4つの種類に分かれております。1つは財団債権、これは一番優先される弁護士費用、それと1年以内の租税の本税、これが財団債権、一番優先される債権になります。それで、2番目に優先されるのが優先的破産債権というのがありまして、これは租税と公課、公課の中でも強制徴収権、国税徴収法に準じて差し押さえができる公債権、これは2番目につきます。それで、3番目に普通の一般債権。最後に、劣後債権といいまして、例えば破産後にかかる延滞金であったり、督促手数料であったり、それを劣後債権、一番最後の順位になります。それで、その配当を決めるときに、まず財団債権から配分します。それで、財団債権で余れば次に優先的破産債権、これに割り当てます。それで、そこで余ったらさらに一般債権へ配当されると、そういった順序で破産の配当がなされるということでございます。ですから、税は優先されるんですけども、そんな仕組みになっておるということでございます。

○熊田 司委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だから、本当に法律的にはそうなんだろうと思うんですが、3月12日にやられた会が何の会で、次にやられるものが何の会なのかというのが、今の部長の説明では何もわからないんですよ。会がありますというようなことで、何の会ですか。何のための会議なのか、集まりなのか、裁判所がその日を3カ月後というような言い方で、あいまいな言い方ですけども、日も指定しないで何をしようとしてるのか、部長の説明でわかりませんよ。これ、裁判所は何をしようとしとるんですか。答えていただけますか。

○熊田 司委員長　　暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時22分)

(再開 午後 1時25分)

○熊田 司委員長 再開をいたします。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、何がやられて今後どうしていくのかという見通しも聞いたんですけどね。それもわからんということやったんですよ。だから、管財人が決まり、破産手続が開始され、第1回目の債権者集会が持たれ、こういうことがあった、次回にはこういうことがされる見通しである、こういう見通しを僕は聞いたわけです、当初から。見通しはわかりませんという話やったんです。だから、今深く聞いとるわけなんです。

それと、あと直売所の施設使用料、これに関連してなんですけれども、直売所については切り離れたということではいいんですが、サンライズ、サイクリング、それぞれ雇用を継続して優先するというとったわけですけれども、この直売所については雇用の継続はなかったと。それはなぜかということについても、ちょっと答えをまだいただけてないんで、そのあたりも今後の問題も絡んできますので、その2点をちょっと明確にさせていただくということで休憩をとっていただいたと思うんですけども。

○熊田 司委員長 それでは暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時26分)

(再開 午後 1時32分)

○熊田 司委員長 再開いたします。  
引き続きございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 36ページ。下水道基金ってあるんですけども、いわゆる真っかっかのところがね、それで一般会計から繰り入れまでもらってる下水道が何で基金を持っているのかなと、非常に疑問なんですけども。一つお答え願えますか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） これは、企業会計になる前からあった基金であるわけなんですけども、今も当然議員おっしゃいましたように真っかっかの会計でございますけども、今後の財源補てんといいますか、補助金を出しておる、一応は補助金の財源にあてるという目的でまだずっと持っておるというところでございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 一つの例なんですけども、いわゆる生活保護を受けとったら、審査の過程で貯金あったらその貯金全部使ってくださいと、それから補助金出しますよという話ですよ。これ、何か似てるように思うんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） この基金は、はっきり記憶はないんですが、市に合併するときに、分担金、負担金の部分を先にいただいて基金に積んだというところかなというふうには思ってます。そうしたところがすべて工事にかかっておれば、これについてはゼロにしてもいいのかなというふうには思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、どっちみちもう企業会計になってるわけですからそっちへ繰り入れて、それでその部分の積み残しはその会計の中で処理していくというのが本質やろうなというふうに思うんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 考え方としては、そういうふうな考え方もあろうかとは思いますが。ただ、収支バランスをとるというふうな予算組みの中で、活用基金の部分で下水道基金が入ってるんで、それを使わずしてやってきたということなんですけども、今後そうした運用の中で考えてみたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 あともう一つ。一つ、今回これ予算計上されてへんのがちょっと気に

なるやつがあるんです。というのは、人形会館の国庫返納金、これいつが期日でした、返納の。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この3月と認識しております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 となれば、この予算に出てこなあかんの違うかなという気がするんですよね。そやから、何で出てないのかなと思って、この項目よう探さんかってんけども、補正で。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 昨年9月の補正予算でお認めいただいております。

○北村利夫委員 失礼しました。

○熊田 司委員長 北村委員、よろしいですか。  
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） すみません。3月12日にあった会につきましては、財産状況報告集会並びに計算集会。それともう一つ、破産手続開始に関する意見の聴取のための集会と、この3つの集会がその日にあったと連絡がありました。それで、3カ月先にもこれと同じものがあると。その後についてはまだ未定ということで聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 債権者集会というか、債権の確定、債務の確定がまだ先になるということですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、その計算を調査中と先ほど言いましたけど、そうい

うこととございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、3カ月後にもまだその債権が確定しないということになりますと、これの確保というのは相当先になるということになるわけですね。これについて、例えば住民監査請求というようなこともあったとしても、この先先ということになってくると、住民監査の期日を過ぎてるとかというような話になってきまして、なかなかできないというような話になってくるんですけども、大体こういうものはどれぐらいの時間をもって確定していくんですか。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これは、もうケースバイケース。破産即免責というような場合もあります。全く財産のない場合ですね。それと、いろいろな債権と債務の調査、この調査もやりますので、それはもう弁護士さん等のいろいろ動きの中で決まっていくんじゃないかと思われま。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 要は、どれだけの確保ができるか、2,200万円余りのものがどう確保できるかということですから、仮にこれが確保できない場合は欠損というようなことも考えられるわけですね。そうした場合は、これの責任というのか、どこで問われるのかなというようなことを思うんですけどもね。早くから契約を解除しておったりとかですね、傷の浅いことでいえばこの債権そのものが小さくてすんだと、傷が浅かったと。我々も、早くからこの問題についてさまざまな指摘をしてきておったわけですが、こういう問題がどんどん先延ばしされていくということは非常に遺憾に思うんですが、副市長いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 御意見もいろいろいただいておりますけども、それは当事者同士の話し合いも進んでおりましたので、結果的にはそういうところに落ちついたということとございます。我々としても、倒産すると、倒産手続に入るということは想定はいたしておりませんでしたので、今までの何十年間やってきた信用や信頼、そういうものまで

かなぐり捨ててこういう結果をつくるということは想像いたしておりませんでしたので、うまく話し合いの中で解決ができるものというふうには感じておったんで、ここに至ったようなわけでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、責任はないということになるんですか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 責任は感じております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それなら、その責任をどう表現していくのかという問題なんですけども、不納欠損ということになってくると、これはもうなくなってしまうということになりますんで。

○熊田 司委員長 蛭子委員、そこまでいうともう産建の分野に入ってくるんで。

○蛭子智彦委員 わかりますけども、ちょっと待ってください。その部分についてはもうしっかりと対応していただきたいということなんです。

それと、その直売所の、さっきちょっとお尋ねしとったわけですが、その雇用継続ということがありながら、ちょっとできてないようなこともありましたので、それを質問させていただきましたが、ちょっと答えがいただけなかったんですけれども。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 海月さんのほうからちょっと聞いたのは、直売所をしないかわりに、直売所に納める農作物であったり、海月さんのほうで使っている農産物を、その方から入れてもらうというような形で話ができたとというようなことを聞いておりました。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） サンライズ、サイクリングについては、この指定管理者のほうからの意見聴取では、継続雇用というのは当然であるというようなことで、サンライズ、サイクリングについては、継続雇用がかなりな人数されておるかと思います。

この、直売所につきましてもそういうことで、市のほうから強く申し入れをしております。相手方も、その市の意をくんでいただいて、今まで従事しておった方に直接面接を行って意向調査もしていただきました。ただ、その直販所の進むべき方向というんですか、そういうところが少し食い違う点があったというようなことで、継続の雇用ではなしに、物販の納入ということについては引き続き可能であるというようなことで、その方と契約しておるといふふうにはお伺いしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、方向は違うということは、雇用を望まなかったということですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） やはり、今までそこで仕事しておった方は雇用を望んでおったということで、会社側も継続雇用ができるかどうかということで直接面接を行った。ただ、そこで少し会社側の直販所の運営方針というところと若干ずれがあったというようなことで、物販の納入のみの継続となっておるといふふうには聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 雇用ですから、もう方針も何もないですよ。雇用ということは、結局そこに雇われるわけですから。その雇用形態、例えば賃金の問題であったりとか、労働条件の問題であったりとか、そういう食い違いというようなことであれば、その雇用についての本人の希望と合わなかったということになると思うんですけども、本人は、聞く限りでは雇用を望んでおったと。その、しかし詳しい面接のような話はなかったという食い違いがちょっと聞いておりますんで、これどう対応するかもう既に終わつとることなんですけれども、今の話だけではちょっとわからない部分がありますんで、これはまた産建なりでまた深めていただくということになるかと思うんですけども、やはりちょっとその指定管理をする受ける、その関係の中での約束がやっぱり守られていないという印象が非常に強いので、さらに詳しい調査としては継続をしていっていただきたいし、またこちらもしたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

これで終わります。

○熊田 司委員長       ほかに。

    廣内委員。

○廣内孝次委員       23 ページ、老人福祉費。この中で、火災警報器設置業務委託料、これ独居老人に云々ということで始めたと思うんですけども、状況はいかがでしょうか。65 歳以上やったんかな、すみません、この内容について。

○熊田 司委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也）       2 個以内ということで、1 個 5,000 円ということで 1 万円。2 個までということでの現物給付を対象ということでやりました。対象者は 65 歳以上の一人暮らし高齢者、あるいは 65 歳以上の高齢者のみの世帯ということで実施したわけですけども、当初 3,274 軒の設置を見込んでおりましたが、22 年度も実施しておりましたので、そこでも既に終わっていた方、あるいは既に設置をしていた方等で、当初の見込みよりも 400 軒ほど少なかったわけでございます。そのための減額を今回させていただいたということでございます。

○熊田 司委員長       廣内委員。

○廣内孝次委員       今後、またふえていくとは思いますが、見通しとしてはどのような感じでおりますか。

○熊田 司委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也）       今回、広域消防からの強い要望等がありまして、22 年度の後半と 23 年度にはもう重点的にやると。対象者には、全戸案内も何回もさせていただきやりましたので、今度日常生活用具のほうではもうこの火災警報器については、ちょっとこれはまだ確定ではないんですけども、条項から外してしまおうかと。あるいは残しても、今までよりも低い額というふうな、そういうような要項改正もあるだろうと思います。ですから、今回でもうすべてやっていただきたいということでやりましたんで、24 年度以降は対応は若干薄くなるのかなと思います。

○熊田 司委員長       廣内委員。

○廣内孝次委員 結構です。

○熊田 司委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一点ちょっと確認だけ。水田部長、先ほどの雇用の問題なんですけれども、当事者の話を一度聞いていただけますか。海月さんの話はよく聞いてるみたいなんですけども、本人さんの話は聞いてないと思うんですよ。しっかりと、一回該当する方に話を聞いていただいて、対応をお願いしたいんですけれども。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 何回かしましたんですが、もう一度確認します。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
御意見のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第2号、平成23年度南あわじ市一般会計補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は2時とさせていただきます。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 2時00分)

① 議案第22号 ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

議案第22号、ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 若人の広場の部分をつけ足すということと、若干字句の変更があるように思うんですが、この理由の説明をいただけますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） ただいまの、若人の広場をつけ足すということと、若干の字句の変更があるというようなお話でございました。まず人形会館につきましては、間もなく工事が完成ということで、たくさんの方々から寄附金をいただいて今度オープンというような運びでございます。ただ、この500年の伝統ある淡路人形浄瑠璃につきましては、南あわじ市の伝統文化というようなことで、やはりその保存伝承または後継者の育成というようなことで、小学校、中学校、高校にも郷土部がございますので、そういったところの事業を応援していきたい。

それから、御質問のありました若人の広場でございますが、先日の都市計画課の予算のほうでの説明では、都市公園として管理運営をしていくというような説明がございました。これには、学業半ばで戦地や軍需工場のほうに動員された方々の、戦争への悲惨さを後世

に伝えるというような当初の目的もございました。その整備のコンセプトとしまして、学徒動員で亡くなった方々の追悼施設であり、平和を誓い願う施設でもあってほしいと。そして、歴史、平和を学ぶことができる公園というようなことも整備のコンセプトの中にございます。そういったことで、今回これを追加させてもらっております。

それから3番目に、福祉教育の環境整備というようなことで、かなり額的には小さくはなってくるであろうし、余り細かいものに項目をしてしまうと額が少額になってしまう恐れがありますので、こういったくくりで項目を設定をさせていただいております。全部で4号まででございますが、こういう形で上程をさせてもらっております。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれ、現在やっている事業への財源づくりというような部分と、新規の事業への財源づくり、いろいろ考え方があると思うんですけども、その現在やっている事業の財源というのは中心になるのでしょうか。それとも、若人の広場以外について、若人の広場はこれは新しい事業ということで、建設ということになるかと思うんですけども、その1と3については、今思いつくところで郷土芸能を若い人たちの養成ということで、公演を打ったりとかあるいは研究交流活動の補助事業とか、そういうような財源づくりというようなことが中心になるのでしょうか。

○市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今回これを制定させていただきまして、今議員がおっしゃられましたような、そういった研究であるとか公演、そういったものには当然範疇には入ってこようかと思えます。今後、もっとこの伝統ある淡路人形浄瑠璃について、もっと全国、全世界に発信するための何かアイデアが生まれた場合には、そういったところにも活用していきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常に幅が広がってくるので、その事業の選定というのはなかなか難しいのかなという印象もあるんですけども、その点はどのように整理をされていくのでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 予算をするときにも、選択と集中というようなことがございます。例えば、今言いましたように、淡路人形浄瑠璃についても一番効果のあるような形で、そういう事業があれば集中していくべきかなというふうに考えます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 終わりますが、そこら辺は市長の判断ですべて決まっていくというようなことになるのか、それとも、例えばこういう基金を利用するための何か審議会とか、そういうのをつくって今後運営していこうとしてるのか、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 審議会までは今のところは考えておりません。ただ、最終的には市長の判断になりますが、当然南あわじ市という組織で動いております。その中には、部次長会であったりまた他の組織もございます。それから職員の提案制度もございます。そういったところで、効果的にそのお金が活用できるような事業に展開していきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員 終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第22号、ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について、  
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 熊田 司委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第23号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に  
ついて

- 熊田 司委員長 次に、議案第23号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

- 蛭子智彦委員 主には住居手当ということなんですけれども、全体としてその給与の  
水準というのが、手当はこういふことで減らしていくと。それから、給料のほうも人勸に  
関連して下がってるということで、公務員の賃金が高すぎるというような話もあるわけな  
んですけれども、今のラスパイレスは24年はどうなっていくのか説明いただけますか。

- 熊田 司委員長 総務課長。

- 総務課長(佃 信夫) 23年度のラスが本日午後から解禁になりまして、早速でご  
ざいますけれども、今回96.6ということになっております。

- 熊田 司委員長 蛭子委員。

- 蛭子智彦委員 わかりました。

それと、全体的にはそうなんですけど、やっぱり若い方の給料と、公務員の責任というこ  
とで公務員全般的にもらいすぎということなんですけれども、やはり若年層に厚くもつと

していてもいいのではないかなというふうに思うんですね。それは、子育ての関連とかもいろいろありますし、そういう点では今後給与をいろいろ改善するとき、若年層を育てるといえるのか、そういうような考え方というのはとってもいいのではないかなと。それと、臨時職員の関係についても、ほぼ給与的には変わらないけれども、やっぱり保育所などでも非常に臨時職員が多いというこの現状、やはりマイナス効果も結構あると思いますので、そういう点も今後十分に検討していただきたいというふうに思います。

それで終わります。

○熊田 司委員長           ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員           今、ラスの話が出ましたけども、これは国家公務員準じてですよ。

○熊田 司委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）       そうでございます。

○熊田 司委員長           北村委員。

○北村利夫委員           今、国家公務員、国のほうでは7.8%ですか減やと。これは、地方公務員には今のところ当てはまってないんですけども、これはいわゆる国と比較して云々という話よく聞くんですけども、これについてはどのような考えですか。

○熊田 司委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）       今後の見通しでよろしいでしょうか。ただいま北村委員おっしゃったように、平成24年度においては、国は7.8%減額というのが閣議決定されて行われるということになっております。地方にももちろん影響は及んでくるかと思うんですけども、現在のところそういった明確な、要は波及効果というか、削減の指示等についてはまだございません。いろいろ、総務大臣の談話とかそんなのも入ってまいりますけども、地方については地方の自主的な配慮にお任せするというようなのが今現状だと思っております。

○熊田 司委員長           北村委員。

○北村利夫委員　　そういう答弁が、一番普通くるとは思うんですよね。だけど、ラスパ  
イレスというのは国と比較してる、なのだから、この部分については別枠ですよというの  
は本来おかしいのかなという気がするんですよね。だから、まず波及するとは思いますが  
ども、その波及がいつになるかということやと思うんです。1年先なんか、2年先なんか  
ということなんですけども、多分率先してやるということではないとは思いますが、  
そういう考えは頭の中にはよぎりませんか。

○熊田 司委員長　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫）　　給与の決定する原則の中に、均衡主義というようなのがござ  
いますので、他市の状況、特に近隣の市の状況、また類似団体の状況を見ながら考慮して  
いくものだと考えております。

○熊田 司委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　あと、昇給、給与云々については、南あわじ市では人事委員会持って  
ないけども県が持ってる。よくその県のほうに準じるんやという話も聞きます。そこら  
はどうなんでしょうか。

○熊田 司委員長　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫）　　ただいまおっしゃっていただいたように、我々は国の人勧並  
びに県の人事委員会の決定、判断についても考慮した上で、いろいろな給与関係の施策を  
考えております。特に、今回の住居手当の減額につきましても、国は3,500円出とっ  
たものを、平成21年の人勧ではゼロというような指導もあったんですけども、県のほう  
が当時2,500円という勧告を出して、それに準じて南あわじ市も2,500円にしたと  
いうような経緯がございますので、国とまた県並びに市の制度の構築の状況にもよります  
けども、その辺も考慮した上で総合的な判断ということになるかと思えます。

○熊田 司委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　それと、いわゆる地域手当。今回もう1年延長やという話が出てるん  
ですけども、これはもう毎年やることなんですか。この地域手当については、もう廃止す  
るということにはならないんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 地域手当につきましては、平成17年度は調整手当で5%出ておりました、18年の構造改革のときに地域手当に変わりましたその当時3%。それから年々引き下げを行いまして、平成20年度からゼロになって現在まで引き継がれております。これについては、職員労働組合との話もございまして、とりあえず本則でおいとい、附則で毎年ゼロにしていくというような申し合わせがありまして現在にいたっております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これも、国のほうではこの地域についてはゼロやということになってるわけですね。そやから、一方では国と準じるんやといいながら、一方ではそういう話し合いするというのは何か矛盾点があるように思って仕方がないんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほども申しましたように、国の人勧並びに県の人事委員会とかあと他市の状況、それについては均衡を図った上で総合的に判断していくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、いつでも出せるように目出ししてるんかなという感じしか持たないんですけどね。  
終わっときます。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
御意見のある方、挙手の上お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 意見がございませんので討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第23号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第24号 南あわじ市特別会計条例の一部を改正改正する条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第24号、南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第24号、南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第25号 南あわじ市土地開発基本条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第25号、南あわじ市土地開発基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 7億円を5億円とするということなんですが、結局そういうものがなくなってるということなのか、もう少し中身の詳細な説明をいただけますか。2億円減らしということの意味ですね。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基金の内訳ですけども、現金が約4億円、それから土地で残り3億円今現在持っております。ですから、なくなっておるということではございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、基金の額を5億円とするということは、この2億円分をどうするんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 公共施設整備基金のほうに積みかえるということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その理由は何でしょうか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 土地開発基金自体が、ハード整備を目的とした先行取得の基金でございました。ということで、同じようなたぐいの公共施設整備基金に積んで、今後の施設整備にあてていくというのが趣旨でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 土地開発基金というのは、土地開発という目的があって積んでおると。公共施設のための基金というのは、公共施設をつくるための基金というようになるんですね。すると、土地開発はそれがなくてもいいということになるかと思うんですけども、その理由なんです。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基金を2億円減額する理由といたしましては、最近の土地開発基金の使用状況を踏まえて減額をしたということでございます。積みかえと申しましたけども、一たん一般財源にして、その一般財源を公共施設の整備基金に積んで、今後有効に活用していきたいということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、土地開発というのは、結局経済活動に利するようなことにつながるような基金、土地開発というんじゃないのですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 先ほども申しあげましたように、土地を先行で取得するための、将来の事業にあてるために先行取得するための基金でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 端的に言うて、使いやすくするだけの話でしょ。いわゆる公共のものに使うということは。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 先ほども言いましたように、有効活用したいということ、今現在それだけ持っておっても使い道がないということで崩すということです。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやから、使いやすくするために基金を移すんでしょ。端的に答えて。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） そういう意味もございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それが100%やと思うけどね。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 要は、土地開発基金は合併当時11億円持ったんですけども、大半が土地で持っておって、現金の部分で先行取得するという形をとるとるわけなんですけども、それが22年度末では現金が2億8,971万2,000円。詳細な数字を言います。土地で持ってるのは4億1,028万8,000円。現金で持っとるのが2億8,971万2,000円。合計7億円と。これについては、23年度末、今回これを認めていただいて、土地については2億7,736万4,000円。現金については2億2,263万6,000円というようなことで、2億円余り現金がありますので、今まで1億円程度あればその運用ができておるので、この際これを減らして公共施設等整備基金にということでございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやから、使いやすくするお金でしょと言いはるわけです。終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
御意見のある方は、挙手の上。ありませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 何で、財務次長と部長と、金額の差が出たのかなという疑問が今ふつとわいたんですけども。3億円と4億円は大体け。

○熊田 司委員長 意見ですので、質疑ではございませんので。  
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 意見がございませんので討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第25号、南あわじ市土地開発基金条例の一部を改正する条例制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第26号 南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第26号、南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　これは、予算のときにも質問させていただいたことなんですが、もう一度確認したいわけですが、有料入場収入の15%、これを基金に積み上げるということですね。ということは、結局収益がどうであろうとも、これは積み上げるというようなものになるのでしょうか。

○熊田 司委員長　財政課長。

○財政課長（神代充広）　収益に応じて、その15%を使用料収入としてもらって基金に積むということでございます。

○熊田 司委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　収益に応じてということは、入場者数のことではないんですか。

○熊田 司委員長　財政課長。

○財政課長（神代充広）　収益でなしに入園料収入です。

○熊田 司委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　ですから、入園料収入ですから、農業公園イングランドの丘の収益、収支にかかわらず、赤字であっても黒字であっても15%入れるということですよ。

○熊田 司委員長　財政課長。

○財政課長（神代充広）　そのとおりです。

○熊田 司委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　そういうくくりという考え方もあるんですけども、これ本当にイングランドの丘の状況というのは現状でどうなのかということを知りましたら、副市長は

「もう大丈夫です」と胸をはってお答えあったわけですからけれども、上半期の決算ぐらいは出てるんですか、中間的な決算は出てますか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） いろいろ、検討した結果でしておりますので、御心配もあろうかと思いますが、私も社長させていただいておりますので、責任を持ってこの結果を出させていただいたんで、そういうことを御理解いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことじゃなくて、質問は上半期の状況はどうですかということ聞かせてもらってるんです。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 本会議でも申し上げましたように、上の質問でも申し上げましたように、従業員の皆さん方の頑張りで、今までと変わりのない運営ができておることによって御推測をいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 変わりが無いということなんですけれども、それはそれで、どこかでやっぱり数字としてはいつか見せていただかないわけにいかないと思ってるんですけれども、やっぱり黒字であっても赤字であってもというくくりと、いろんなこれまでの状況を見ますと、ファームの問題もあったんだろうと思うんですけれども、従業員の労働条件であったり、施設整備あるいは管理等々で結局収支が悪くなったときの態勢、対応ということを考えたときに、もう少し緩いものから始めて、状況を見ながら引き上げていくという考え方もあるのではないかなというように思ったんですけれどもね。やはり、ある程度収支に応じてという考え方ではいけないんですか。入場料にかけてしまうという考え方でなければいけないという、その必然性というのか、そこら辺ちょっとよくわからないんですけれどもね。もう少し幅を持ってということのほうがいいのではないかと。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これについては、これをなぜ設けるかということも、上の質問でもお話をしたように、やはり今後10年を経過して11年目に今なってるわけなんです、修繕等々やっぱりリニューアルが必要になってまいります。そういうリニューアルをするときに、やはり蓄えをしておかなければいけないというふうなことから基金に積み立てて、その中からも整備ができるようにというふうなことでお願いをしてるわけございまして、今までのお約束どおり、この基金に積み立てたものの範囲内で市のほうからは整備をしていただく。それ以外については、農業公園株式会社指定管理を受けておりますので、その中でやらせていただくということございまして。これもお話ししたように、私どもも株式会社でございまして、そういう中でいろいろ税対策というようなことも踏まえてやらなければいけないわけなんです。従って、こういう方向がいいだろうというようなことで、みんなで相談をした上でやっておるわけですので、先ほど言いましたように、そういう収益を見てこの積み立てをという話は、これはあくまでも私どもの株式会社としては、そういうことをやりますと利益処分にあたって税金の対象になりますので、事前にそういうものを納めるというふうな形でないと利益処分にあたってきますので、かえって税の中に入れてしまうということございましてから、あらかじめ相談の上で、収支バランスには影響がないだろうというような形で、パーセンテージを決めさせていただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、2,700万円という金額が予算に計上されとるわけで、これは平均的な数字という説明であったかに思うんですね。これまでの実績を踏まえて、大体この線だということで、15%の根拠もあったわけですがけれども、金額の根拠としては実績ということになったわけですがけれども、ファームが経営時代に、やはり非常に従業員でもパートの働かせ方というの、大変労働者を犠牲にするような働かせ方というのがあったと思うんですがけれども、できるだけ臨時職員であったり非常勤であったりというところで、最低賃金ぎりぎりというような話ではない、もう少し農業公園という公的な施設ですので、そういうところでやはりある程度の賃金水準というの確保してやっていくということが、雇用環境を整えていくということの意味での大変大事な課題になってくるように思うんですが、そういう点では今後どんなように展開を考えておられますか。

○熊田 司委員長 内容的に、この条例よりも踏み込み過ぎてると思いますんで。

○蛭子智彦委員 いや、例えばそんだけのものを安定的にということですがけれどもね。安定的にということとは、結局経営内容にも踏み込まざるを得ないですよ。そんなこと抜きに、金額の大小を論じられないと思うんですよ、中身抜きではね。中身抜きでは論じら

れないと思います。そんな、委員長そんなふうに言うたらいかんと思いますよ。経営内容をチェックして適切かどうかという、そういうことを、今、質問させていただいてとるんですね。

○熊田 司委員長       それで、今、副市長のほうは大丈夫ですという回答でいただいておりますので。

○蛭子智彦委員       大丈夫ですと言われたら信じるやったら何もありませんよ。そのための根拠を示していただいとるんですよ。大丈夫かどうかということを知る上で、その必要な情報を得ようとして質疑をしとるんです。そんなんおかしいですよ、何でもそういうふうにするんだから。基金の条例だったって、その金額が適切かどうかということになるわけでしょ。基金の金額が何にもないものとして出てくるわけやない。そういう基本的なものを定めてくるわけでしょ。だから、この基金の条例を認めるかどうかというのにかかわってくる話やと思いますよ。必要な数字を、何で内容について質問できないんですか、イングランドの丘の問題について。おかしいですよ。関連というか、中身にかかわってくる話です。イングランドの丘でなかったら別にそのことは聞きません。

○熊田 司委員長       そしたらもう一度、蛭子委員、すいませんが質問の内容をお願いいたします。

○蛭子智彦委員       ですから、そういうものが経営を圧迫をして、働いている人たちの労働条件や賃金やこういうことに、ファームの時代のようなしわ寄せがいったらいけないかと。今も、ファームとの間で賃金の未払いとかめぐって訴訟やってるそうじゃないですか。だから、そういう二の舞をしない手立てということで思っとるわけなんですよ。そういう、収支が黒字であっても赤字であってもやるということは、結局労働者の賃金とかにはね返ってくる可能性というのは感じるんで質問させてもらってるんですよ。その点いかがですか。

○熊田 司委員長       副市長。

○副市長（川野四朗）   そういうお話聞きますか。私どもといたしましては、今までの経過も踏まえながら、できるだけ従業員の皆さん方が安心してお仕事ができるようなことを考えておりますし改善もいたしております。

○熊田 司委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算の状況とか、収支の状況とかを見ないと、これは架空の話になってきますんで、今後そういう詳しい決算状況なども当然出していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 第三セクターでございますので、9月の議会には間に合うように決算書類等々のもの、一連のものについては提出することになっておりますので、それはできると思います。

○熊田 司委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見のある方。

北村委員。

○北村利夫委員 蛭子委員の質問、心配もあるんかと思うんやけども、ただ僕ちょっと誤解してるところあるん違うかなと思う。というのは、売り上げの15%いうたら物すごいダメージが大きいと思う。そやけども、中で売り上げが何ぼあったってそれは収益に影響するけども、入園料やから、今800円ですか500円ですか。その15%、それだけがいわゆる基金として繰り入れられるということやから、経営には非常にダメージは少ないやろうなという気はするんやけど。どない思う。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 同感です。それは当然懸命な判断じゃないかと私は思いますけどね。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやからさっき言ったように、売り上げ全体の15%、10%いうた

ら物すごいダメージが大きいと思うんやけども、入園料やから、いわゆる800円のやつを600円になったんやと思ったらそれですむ話よな、簡単に言うたら。そやから、その部分はダメージが少ないよなという気がします。そやから、あとはできるだけPR等をして来てもらう人をふやすとなれば、基金がもっと余裕が出るし、中の売り上げもふえるしという循環になっていくはずなんで、いかに経営するかということやと思いますけどね、私は。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 意見がございませんので討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第26号、南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第41号 辺地にかかる公共的施設の総合的な整備計画の策定について（本村・仲野辺地）

○熊田 司委員長 次に、議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（本村・仲野辺地）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(本村・仲野  
辺地)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第42号 辺地にかかる公共的施設の総合的な整備計画の策定について(沼島  
辺地)

○熊田 司委員長 次に、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の  
策定について(沼島辺地)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(沼島辺地)  
を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第43号 財産の譲与について（元兵庫県立志知高等学校）

○熊田 司委員長 次に、議案第43号、財産の譲与について（元兵庫県立志知高等学校）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも、一般質問なり予算でもかなり議論されてることなんですが、細目協定についてもう一度確認なんですが、これの締結日はいつごろというふうになってますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 24年度の予算に計上しておる関係で、予算を承認いただいた後ということで、今現在は4月1日というふうに考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、ほぼ決まってる内容で、予算が終わるのを待ってるということのようですけれども、やはり撤退ということを想定はあんまりしたくないんですけれども、そういうときのための保障といいますか、これについてはほとんどないに等しいようなものの印象があるんですね。4年間でという間に、返還を求めることができるというようなものなので、これは全然義務的な話じゃないように思うんですけども、どんな解釈をしたらいいんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） これは、この間の一般質問でもお答えをさせていただきました。当然、現在吉備国際大学のある高梁市、それから九州延岡の延岡市の細目協定を参考に作成をさせていただきました。その中で、両市にない項目が2項目ございます。1

つは地域活性化への寄与と。それから、奨励金の返還というこの2つの項目が両市にはございませんでしたが、昨今の事情を考慮して大学側と交渉した結果、この2項目について新たにつけ加えさせていただいたということで、この年数につきましてはいろいろな議論があったわけなんですけど、4年というようなことで双方折り合いがついたというようなところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 4年というのは、何が根拠なんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 当然、相手方のあることでございますので、相手方と協議してこの4年というのが決まったということでございますが、4年ということですが、当然吉備国際大学、順正学園につきましては、いろいろな地域で大学運営を手がけております。4年ということになりますと、実質パソナ等々と違って、経営が不振だったと、即撤退というようなことには大学についてはならないのかなと。当然、大学に在学しておる子供たちが卒業するまでの間については、大学を運営するという文科省等の指導もあるかと思っておりますので、4年という細目協定になっておりますが、実質最短でも7年というような解釈はしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 7年という間で返還をしてもらえると、解釈はそうなんですけども、共通理解ですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 細目協定はあくまで4年という表記にとどまっておりますが、最短4年で撤退を表明したとしても、残っておる2学年、3学年、4学年という子供たちが卒業するまでの間というふうに、私なりに解釈をすれば最短でも7年ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員          そのあたりがちょっとあいまいなんで、4年過ぎて募集停止という状態になって、そこに学生がいなくなるのが7年かかるということですよ。そういう解釈をすればということですね。もうちょっと明確にしておくほうがいいんじゃないのかと。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          明確は明確なんです。細目協定に4年というふうに明確に書かせていただいております。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          私の解釈ではぐあい悪いんじゃないんですか、相手のあることでしょ。相手との間で、そういう話はできてるんですか。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          今言いました、7年という議論は一切しておりません。あくまで4年ということです。ただ、当然いろいろな地域で大学運営に携わっておる20年の歴史のある法人でございますので、文科省の当然指導も入るかと思っておりますので、そこらあたりは私の解釈でほぼあっておるのかなというふうに思います。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          解釈じゃなくて、それはもう明記しておいて、4年以内に募集停止をした場合とかぐらいのほうがいいんじゃないですか。あるいは、5年以内に募集停止をした場合。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          こころ辺の分については、細目協定の第13条で返還ということで、4年で撤退する場合は返還しなさいというふうに相手方との協議では整っておるということで、細目協定には明記をされておるというふうに認識はしております。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員       それはもう、勝手な解釈になる可能性がありますね。今、ファームとの間でも訴訟、これはどちらが勝つかというのはわからんわけですけども、そういう裁判、訴訟になるような余地は残さんほうがいいんじゃないかと。4年なら4年、5年なら5年で撤退ということそのまま素直にとるならば、途中で他学部編入させるというようなことも当然あるわけですよ。今回も聞くところによると、やはり吉備国際大学にある一部の学生の編入を前提にしてるという話もあるようなので、だからその4年の撤退というような意味合いはそれとは少し違うんじゃないかなと、7年というようなことにならないんじゃないかなと思うんでね。だから、それはやっぱりもう少し明確にしとかなないと、結局あとで大きな問題になる可能性は持っていると思うんですよ。細目協定も、もうここまできて改善されないというようなことじゃなくて、4月1日に結ぶということであるんですけども、その点はやはりもう一回確認をして明示をしておいていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○熊田 司委員長       市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）       この細目協定に、議員の御指摘のとおり10年、20年、25年というような明記ができれば一番いいんですが、当然相手方とともに調印するというので、現時点ではこの数字、この年限で相手方と協議は整っております。

○熊田 司委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       何か、吉備大学側さんも何か自信がないような印象でね、もうそんなもの大丈夫ですよと、10年でも20年でもそんなことじゃ大丈夫ですよということであらばうたうと思うんです。ただ、やや不安があるからそういう4年とかいう短い年限になってると印象なんですよ。自信の表明をしていただきたいというのが率直な気持ちなんです、大学に対してね。何か、逃げ場所を既につくってるという。これ大丈夫かと、不安材料というのはやっぱりそこで広がるんですよ。そう思いませんか。

○熊田 司委員長       市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）       大学側は、まだ開学を1年後に控えて、開学1年前からそう後ろ向きな話も私どもできかねますし、大学側が自信がない裏づけやというようなお話ですが、非常にこの南あわじの志知という地域については、頑張って地域創成をやるんやという意気込みは感じております。万一、こういう事態になるというような想定がもし考えられるとすれば、やはり地域創成農学部というようなことで、地域のかかわりあるい

は大学の地域のかかわり、そこら辺が当初思っておったよりもかかわりが薄いというような関係になりますと、こういう万一のケースも出てくるのかなと思いますが、万全を期して地域を挙げてバックアップ体制を組んでいきたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 意図がちょっと違うんですね。だから、大学もそういう運営上で自信を持ってやるのであれば、ここは4年であろうが10年であろうがどんと来いということになると思うんですけども、4年に折り合いをつけたということは、5年後にどうなるんかという逆に不安が出てくるということなんです。ある程度の保険をかけておくというのはそういう意味で言ってるわけなんで、やはりこれは見直していただきたいと、細目協定の中身は見直していただきたいということを申し上げて終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員 この、大学誘致についてはだれも異論はないというように思います。ただ、不安はみんな持ってるのかなという気がします。そういうことで、この不安を取り除くというのは、今、蛭子委員と言いつた話の中ではもう全部逆の方向でないといかんわけよな。そやけども、やっぱり不安やというのは僕の周りにも多いです。大丈夫なんかなと。そこで、もし仮に撤退やというような話になったときに、一番被害をこうむるのは学生、いわゆる希望、夢が絶たれるというようなことになるわけですから、そやからそのときの市の対応として、誘致した責任といいますか、これをどういう認識でおられるかということです。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 確かに、北村議員さんや蛭子議員さんの御心配はよく理解はできます。当初から、リスクあるいは課題、これはもう山積した事業であるというのは十分認識をしております。その上で、あえてあの志知高校の跡地が3年間野ざらしになっておると、地域の方が非常に心配されておる、懸念されておる。それから、地域の農業も、このまま放っておけば5年、10年後にはどうなるかわからないというようなことをてんびんにかけますと、どうしてもこの事業に今踏み切る必要があるという判断で、25年の開学という少し慌ただしいスケジュールですが踏み切ったわけでございます。確かに、市の財政を13億円支援するというようなところ、それから4年というこの細目協定につ

いても一抹の不安は持っておるんですが、それを乗り越える地域の学校への支援態勢、逆に学校が支援にどういう効果をもたらしてくれるのかというようなことを考えると、不安も期待に変わるのかなというふうに思いますんで、開学1年前で今は夢を持ってこの事業に臨んでいきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かに、転ぶことを考えて走る人はいてないと思うんです、これはね。そやけど、やっぱり転ぶことはあるんよね。この間、マラソン見とったって転ぶ人おったわけですから。こういう状況の中で、心配ばかりしててもいかんねんけども、やっぱり心配の種というのは尽きないと思います。というのは、もう少子化がどんどん進んでる状況、そして全国の地方の大学では定員割れまた閉校、休校、廃校、毎年のようにある。そんな中でも、大学をまた新しく開校していくわけですから、その中でやっぱり競争していかないかん。そやねんけども、ただこの吉備という名前、僕ら自分の子供が大学受けるにしたって、向こうのほうやなしにどうしても関西また関東行って、そこらの名前が疎かったという部分があって、島内の人も僕らの周りでは「え、そんな大学あったん」というような知名度の問題ありますよね。今、いわゆる伝統のある有名校等でも人集め生徒集めが大変な時期に、本当に大丈夫なんかなという心配がある。その心配も、開校して定員が埋まればいい。ただ、どこでもそやねんけど、水増しで合格出して、実際開校したら定員足らなかったというのが地方の大学の常やというふうに思うんですよね。そこらとの兼ね合いをどのように考えておられるのかなという気がします。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 一般質問でも、他の議員さんからも御質問ございました。この大学については入りと出が一番心配やと。それさえクリアできれば、大学健全な経営ができるんじゃないかというようなお話がございました。これについては、すべて主は大学が当然生徒集めするんですが、ここの地域創成、あえて農学部の上に地域創成という名称をつけたという意味合いから、地域も深くかかわって、入りと出についてはかかわっていく必要があるのかなというふうなことで、今、推進協議会ということで、20団体からなる協議会を立ち上げ精力的に会議は行っております。正式に、この3月議会が終わった後に、その推進協議会の中でも生徒募集について強力に推進していこうというふうな態勢づくりは急務というふうに考えておりますんで、また出につきましても各種団体20団体ございますので、そこら辺の会長さん方の御指導もいただきながら、出についても確保していければなど、それが地域の役割でもあるのかなというふうなことで、地域挙げて何と

か大学を盛り上げていきたいというふうに思っておりますが、一抹の不安はやっぱりぬぐえないというところはございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 あと心配するのは、いわゆる4年先この地域でおってくれる学生さん、就職先がどんだけあるんやろなということですよ。そこらの受け皿見たら、本当に甘くないなという気がするんです。そこらは、もちろん我々が心配することやなしに、大学側がそういう就職先、またいろいろなところと折衝しながら開拓していくんでしょうけども、地元としてもやっぱりそういうところ、僕らぱっと今浮かぶんやったら農協ぐらいしか浮かんでけえへんのよね。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） はい、一番大きな課題ということで入りと出と。入りについては、もうこの1年しかない。1年もないということで、非常にすぐにでも動き出さなければならないことだと思っております。出につきましては、若干余裕があるかなというようなことなんです、それについても当然地元のそういう農業団体に就職される方もおるだろうと思えますし、逆に起業するというような子供さんもおるかなというふうなことも考えますので、その辺についても地域のバックアップ態勢が必要かなというように思っていますので、今後、当然吉備国際大学の農学部ができて、今、町の事業では食の拠点づくり等も計画が進んでおるようでございますので、そこら辺で何とかその二つの大きな事業を通じて、この南あわじの農業について再活性化したいなという思いでいっぱいでございます。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより委員間討議を行います、御意見がございましたら挙手の上よろしく。

廣内委員。

○廣内孝次委員　　これ不安、皆心配するのは気持ちとしてわかるんです。私なんかもすごい心配しとるわけですけども、これこっちのほうから見ればそういうような勘定で心配するけども、片や大学から見て、恐らくすごい不安もあるし当然心配もあると思うんです。要するに、どれだけ地元が協力してくれるか、また、今、現状で一部反対の人もおりますし、市民の中にね。そやから、そういった中で果たしてうまいこと経営できるんかというような心配、恐らく感じておられると思うんですわ。そんな中で、一番地域としてどういような形態で臨んでいくのがええかということ、やっぱり皆で十分考えていかんといかんの違うかなと、僕はそういうように思います。

○熊田 司委員長　　ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　不安材料というのは、結局これまでの吉備国際大学の経営内容を見たときに出てくる話なんですわね。相当努力されてると思うんですけども、ただその文科省のほうからも定員割れに対しては今厳しい指導、指摘がされてるというふうに聞くんですね。今の現状で、順正学園のすべての学部を見たときに、定員を満たしている学部というのは1つだったかな、1つか2つだったかと思うんです。だから、当然こちらでも頑張ってもらわなあかんわけですけども、本体大学、あるいは九州、岡山、大学だけやない専門学校たくさん持っとるわけですね。それぞれについて、非常に厳しい内容の持っている大学であるということが前提になってると思うんですよ。それで、吉備であっても高梁市、本当にこの20年間で60億円ほど協力をしてきたと。非常に一生懸命尽くしてきたという状態ではなかったのかなと思うんですね、市としてはね。それは、3,000人、4,000人という学生が来ることのメリットということを考えて、本当に力を入れてやってきたところであると。同じように、南あわじ市は今回土地の無償提供と、県の協力も得て、施設の無償譲渡というこういう大きな柱と、奨励金5億円というような、あるいは建設費に対して8億円というようなかなり金額としては出すということで、そこに期待感を持っとるわけですけども、当の大学のほうはそれだけ支援を受けて財務的には非常に大きくなってますよね。大学としては大きくなって。だから、そういうあとのリスクマネジメントとでもいうのか、それもしっかりとしておく必要があるということが私の主張であって、全くあかんというようなことを全然言ってない、リスクに対する備えをしっかりとしておくということが大事ではないかと。そういうことをしておくことによって、かえって大学も必死になってくれるのではないかと。手立てを厚く厚く、いらっしやいませ、いらっしやいませということをやりましたら、甘えて大学の努力を怠るんじゃないかと、そんなような心配をしとるわけなんです。だから、貧乏な大学だったら来ないかもわからない、経営破綻するかもしれません。財務が豊かであるということならば、持てる



すね。だから、ここの問題だけじゃなくて、学校法人としての大きな問題が恐らくあるだろうと。その内容についても、やっぱりある程度つかんでおく必要があるということをもっとるんですが、そういう面では市長公室には来てないし聞いたら失礼やと。

だから、大学も南あわじ市もそういう協力関係のもとで、市としては精いっぱい協力をしとるわけですね、これはね。と思うんです。ただ、それが結果につながるかつながらないかはわかりませんが、その協議会も立ち上げ、全面支援の態勢をもう既につくってると思うんですよ。そして、もう一方でいえば、やっぱり吉備国際大学の歴史を見れば、さまざまな行政の支援を得て大学経営を行って、そして60億円なり90億円なりというたくさんの支援をいただいて、財務的にはもう200億円ぐらいの財政力というか、成長しとるんですねこれ、ぐっと成長しとると。だから、そういう面では、期待をかけてるということは大変いいことなんですけれども、やっぱり大学としての努力をもっと求めないといけない部分が、自助努力ですわね。これが大事なんで、そしてあと情報開示というのか、それだけのものを補助するんですから、その情報開示もやっぱり的確に行っていたらいいかなればその不安感というのも多少緩和されるのかなと。情報開示して、かえって不安が広がる場合もあるんですけども、その点はどうなんかなというように思ってるんですけどね。だから、経営内容なども広く開示するし、文科省からの指導とかいろいろあると思うんですけども、できるだけそういう情報は市長公室としてもしっかりとつかんでいただいて、それはすべて公開するんじゃないで、やっぱりその判断材料としてしっかり持っていていただきたいなという思いはしとるんですけども。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 僕は、今おっしゃられたような心配、同じようにやっぱり感じております。その中で、やはりこれ開校まで1年という期間の中において、やはり市民の中からソフト的な協力、こういうような協力もできるんじゃないかというような提案が全くないような、今、状態です。そこら、やはりソフト的に市民ができるようなこと、そういうようなものをやっぱり考えんといかん時期じゃないかというような気がするんですわ。大学、私立はどこにしてもやっぱり厳しい状態です。その中で、やはり生徒の獲得というのは非常に困難なことだと思うんですけども、そういう面でも地域がやっぱり協力する、これ南あわじ市だけじゃなしに、洲本市、淡路市、全島挙げてのそういうような市民からのソフト的な協力ね、雰囲気づくりというたらおかしいですけどね。やはり、そういうなのもやっぱり必要じゃないかと思うんで、やはりその面で力を入れるような声が挙がってほしいなど、そういうような感じで思っております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 淡路全島、確かにそのとおりやと思います。ただ、これ、今、委員間討議やけども、執行部に聞くのが本当やと思うんやけども。この、誘致してこの南あわじ市で何年もったらこの事業が成功やったんかなというのはどない思います。何年ぐらいやと思います、それ。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、最近テレビにも出たんですけど、国際教養大学かな、これは秋田県の県立大学、公立大学になるんですけどね。それも、小さな秋田の田舎に学生が集まるんか心配やと。というのは、結局そこにミシガン州立大学というのがあって、ミシガン州立大学が撤退したあと、跡地を使って秋田県が大学経営をやろうというような、こんな歴史を持った大学なんです。それをやり出したのが2005年か6年、まだ開学してからそんなに年数はたっていないような大学なんですけども、ここが定員が150名、200名ぐらいのところに受験生が1,500名2,000名と殺到してるというような。最初は、こんな大学がうまいこといくんかというような地元の議会でも問題になった、県議会でもね。こんな大学やってどないするねやというような。新たに秋田県の負担増になって、ミシガンやいうてそんなアメリカの大学が撤退したところやれるんかというような議論があって、しかし内容を充実させていこうということでスタートして、なかなかユニークな大学で、学校の中で英語しか使ったらいかんというようなこんな大学でスタートした、単科大学ですね、しかもね。単科大学でもつのかという話があったんですけども、それが次第に志願者が多くなって、10倍20倍というような競争率の中で非常に人気の上がってる大学という、急成長した大学があるんですけどね。僕が言いたいのは、周りの心配というのがある、しかしそこは大学が、やはり学長を先頭にして、どうやったら学生を集められるかということに非常に努力をして、そして中身を充実させてやった結果として10倍を超えるような学生が集まるというような大学に急激に成長できたと。吉備国際大学にも僕はそういうことを望みたいと思ってるんです。単科大学であっても、経営が厳しくても、それが本当に10倍20倍の志願者が殺到するような大学であってほしいと。そういうことだけであって、しかしそれに対して、ある程度のリスクマネジメントをしておかないといけないんじゃないかと、こういうことを繰り返し言ってるだけなんで、中身を本当に盛り上げるということなんですけども、大学の中身を考へな基本的には大学なんで、大学自身に魅力がなければ学生は来ないというのは基本やと思うんですね。幾ら盛り上げるといってもね。だから、そういう厳しい状況にあって、しかもそんな外国のミシガン州立大学が抜けたあとでピンチヒッターみたいにしてやって、しかもそこから大きく成長してるというような例というのは本当にまれやと思うんですけども、そういう全国まれな例をつく

ったらいいと思うんですけども、それには何よりも大学側の執念というか、工夫というか、ここにかかっているというふうに思うんで、それを支えるためのことはやるけれども、市民から理解を得るためにリスクマネジメントをやっておいたほうがいいんじゃないかということなんです。ただそれだけなんです。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 新規事業やる場合は、当然リスクマネジメントは絶対やらないといかんのは明かな話で、ただし今の時期にああだこうだって言うよりは、もう少し事業応募の状況も見えて、そういう段階段階で、やっぱりもう少しじゃどういう対応をするかという、それは今の段階でまだこのリスクマネジメントということをあんまり、もちろん必要はあるんですよ、今の段階では今の段階で必要かもわからんですけど、もう少し時期を待って、ある程度もう少しわかってからでも私はいんじゃないかという、その辺はやるのであれば、本格的にリスクマネジメントを検討するんだったらそのうちの段階でもまだいいんじゃないかと、あんまり今わあわあ言うことないんじゃないかをいうのが私の、今、率直な印象です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、考え方の違いだと思うんですけども、スタート切ってからなんかそれはなかなかできないと思いますね。だから、今スタート切る前にやっておく、必要な準備段階でやっておくことが必要だろうと。と思っておるんですけどね。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 心配は、これはだれしも一緒ですわ。市民も一緒です。正味、つきませんわ。そやけど、これ大学自体もええような勘定ばっかしで、リスクを考えると、ここへするという勘定ではないとは思っています。これ、事の発端は一市民から大学教授につながって云々というような流れできとる中で、やはりチャンスやないかというようなとらえ方、僕はそういうような勘定をしております。行政のほうで、財政的な面でいろいろ協力できる、それは心配な面もございますけども、それはそれとして、やはりそれ以外で地域的な、せめて南あわじ市民ぐらいで盛り上がりといいますか、やっぱりそういうようなことも必要じゃないかと思うんです。そういうようなことで、広報活動もされてもええん違うかなと。今のままで「あかんで、あかんで、そんな大学が何か考えてやるやろう」というような勘定でいけば、これは当然もう先の結果は出てくると思うんです。ですから、や

はりちょっとそういうようなムードづくりしてもええんじゃないかと思えます。

○熊田 司委員長 わかりました。

もう、同じような意見が何回も飛び交っておりますので、一応ここで討議のほう終了したいと思います。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第43号、財産の譲与について(元兵庫県立志知高等学校)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

3月23日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○熊田 司委員長 わかりました。それではそのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○熊田 司委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

### 3. その他

○熊田 司委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 執行部からの報告事項がありましたらお願いいたします。  
総務課長。

○総務課長(佃 信夫) 委員長、すみません。ちょっと参考資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 はい、どうぞ。

(資料配布)

○熊田 司委員長 それでは、総務課長、説明をお願いいたします。

○総務課長(佃 信夫) ここで、少しお時間をちょうだいいたしまして、お手元に配付しております資料に基づきまして、公募委員制度の構築について御報告を申し上げたいと思います。

公募委員の設置につきましては、過日、本委員会や議会の本会議におきましても御指摘がございました件でございます。御指摘をいただき、その後内部で鋭意検討した結果、このたび市民の方々の理解や協力のもと開かれた行政を推進するとともに、市民の方々における行政への参加を促進する取り組みといたしまして、公募委員の制度の構築をさせていただくことになりました。

資料をごらんいただきますと、まずタイトルは「南あわじ市附属機関の委員の公募に関する要綱」ということでございます。これは要綱、すなわち訓令ということで、市長が職員に対して職務を指揮するための命令となっております。

まず第1条は、この訓令の趣旨の規定で、市民の市政への参画意識を高めるとともに、附属機関の審議等に広く市民の意見を取り入れるため、附属機関の委員の公募について必要な事項を定めるものとなっております。

第2条は、委員の公募に関する規定で、第1項では附属機関の委員に占める公募による選任する委員の比率を10%以上とするよう努めるものと規定をしております。

また、ただし書き以下については、附属機関のうち公募委員が参画することに適さないものを規定いたしております。この規定は、兵庫県の指針をベースとして、他市のものを参考にして規定をさせていただいておりますけども、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、公募しないことができるものとしております。

まず第1号では、行政処分等の事前審査または助言を目的とするもの。

第2号では、不服申し立ての審査を目的とするもの。

第3号では、紛争の調停を目的とするもの。

第4号では、試験の実施を目的とするもの。

第5号では、関係機関相互の連絡調整等を図ることを目的とするもの。

第6号では、審査結果によっては特定のものまたは団体等に利害を及ぼすことが想定されるもの。

第7号として、審査にあたって極めて高度な専門知識等を必要とするもの。

第8号では、その他広く市民から公募することが適当であると考えられないものでございます。

次に第2項では、委員を公募した場合において、万一応募がなかったときまたは審査の結果において公募委員の比率が10%に満たなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができるものとしております。

次に第3条では、公募委員の応募資格を規定しておりまして、原則選挙権を有する市民といたしております。

次2ページですね、移っていただいて。

次に第4条では、公募の方法の規定でございまして、第1項では、公募の方法は広報紙及び市のホームページの掲載等で行いまして、1カ月程度の応募期間を設けるものとしております。

また第2項では、公募を行うにあたり周知する項目についての規定でございまして、以下の6項目となっております。ごらんおきいただきたいと思います。

続いて第5条は、応募者の審査等の方法についての規定で、応募者の審査は審査委員会を設置して行うものとしておりまして、附属機関の設置目的等を考慮した上、原則小論文と面接による審査としております。

第6条では、公募委員の決定の規定でありまして、第1条では市長は第5条で規定する審査の結果に基づき、応募者のうちから当該附属機関の公募委員を決定するものとしております。

また第2項では、公募委員を決定したときは、応募者全員に選考の結果を速やかに通知するものとしております。

続いて第7条では、公募委員の再任及び併任の規定でございまして、公募委員は同一附属機関における再任及び他の附属機関の公募委員との併任は原則行わないものとしている

ものでございます。

第8条は、読替規定でありまして、教育委員会におけるこの訓令の適用については、市長とあるのは教育委員会と読み替えるものでございます。

次3ページですね。

第9条は、記載のとおりでございまして、最後に附則では、この訓令の施行期日を平成24年4月1日とし、公募する期間とその公募した委員を審査して決定する期間を約2カ月設けまして、6月1日以降に行う委員の委嘱から適用するものとしております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 いや、これは前進だと思うんですけど、この第2条に該当しない、今、区長会でも確か私も60か70ぐらいの審議会と見たんですけど、これでいきますと、大体どのぐらいが公募の審議会と委員会が想定されますか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 現在、附属機関が51ございまして、今ちょっと選定してるのは、そのうち19が公募委員に該当するということでございます。

○柏木 剛副委員長 わかりました。

○熊田 司委員長 ほかにございますか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 51のうち19ということですので、公募しないほうが多いわけですが、それはこの規定に基づくものということになると思うんですけども、審議結果によっては特定のものまたは団体等に利害を及ぼすことが想定されるという、こういうかなり解釈がいろいろできるような内容かなというふうに思うんですけども、例えばこれによってどのようなというんですかね、こういう特定の利益を及ぼすものというのは、例えばどんな審議会があるんでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今のところ2つございます。まずプロポーザル審査委員会と、

もう1点は滝川文化振興基金運営委員会が該当するというので現在考えております。

○蛭子智彦委員           はい、わかりました。

○熊田  司委員長           柏木副委員長。

○柏木  剛副委員長        逆に、今いろいろな面で問題とかマイナスがあるのが充て職ですね。充て職は、どの程度の割合減ると考えられますか。ざっくりで結構です。

○熊田  司委員長           総務課長。

○総務課長（佃  信夫）     充て職については、例えば現在自治会長、老人会長、婦人会長、あと商工会の会長とかですね、その方々については、多くの審議会の委員になっていただいている御尽力いただいているわけでございますけども、できるだけ今後この要綱に基づき、また自治会なんかはその充て職の原則禁止という中で、その自治会自体のまた取り組みもやっておりますので、急には併任というか、充て職とかいうものがなくなってくると思いますが、徐々に改善していくものと考えております。

○熊田  司委員長           柏木副委員長。

○柏木  剛副委員長        例えば、だんじり祭りとかいうのはこれは自治会でいいと思うんですけどね、じゃあ違うような分とはどの程度減るのかなというのが。例えば、自治会長ですと、大体南あわじ市だったら確か2、3町あったと思うんですけど、その辺は大体どのくらい減りますか。どんな感じですかね、これによって充て職が減るという割合は。何とも言えないですか、まだ。

○熊田  司委員長           総務課長。

○総務課長（佃  信夫）     申しわけございません、ちょっと割合についてはちょっとわからない状況です。

○熊田  司委員長           ほかに質疑ございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員           第2条で、公募の比率10%以上になるよう努めるという話ですよ、

これ。物すごい幅が広いように思うんですけども、そういうのは20人やったら2人という感じですよ。そやから、ここら何でもうちよつとふやすほうに逆に審議でけへん、公募の意見。そやから、充て職というのは、今言われたけれど、そない逆に減れへんのかなという気がするんですけどね。そこらの考え方について。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 市民の参画を求めるという目的で、今回こういう制度をつかったわけでございます。何人以上がいいのかなとか、何%がいいのかなというような検討もなされた上で、先ほどいった県の指針とか他市の状況を見てそれ以上ということの中で、例えば現在その51のうち19の審議会が対象になると先ほど申し上げましたが、その委員会の委員構成が大体何人以内というような構成でもありまして、おおむね大体20人以内でございます。ただ、10名以内のところもございまして、例えば8人以内でもやはり1名は必ず公募委員がとれるというようなことでの理解でお願いしたいと思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それと、公募の人はまたがってはだめやというように書いてある。また反対に、いわゆる充て職は何ぼでもいけると、ここらの考え方について。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） それも、すぐにはなかなか、委員の任期もございまして、その都度今後取り組んでいきたいということで、極力そういう充て職をなくしていくような努力はしていきたいと考えております。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

この後、丸山地区から議会へ提出されている、風力発電施設の災害対策に関する要望書に対しての意見書の提出について検討したいと思います。ここで執行部の方には退席していただきたいと。

市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 商工観光課の所管でございますが、私のほうから1件御

報告をさせていただきます。来る3月20日、火曜日祝日でございますが、くにうみフォーラムin淡路島、鳴門海峡の渦潮の世界遺産登録を目指してということで、フォーラムが福島の中央公民館で開催されます。昨日、高校野球の抽選がありまして、高校野球のほうではうず潮マッチあるいは鳴門海峡対決というような見出しが躍っておりますが、今度の3月20日につきましては、淡路島3市と鳴門市とが手を携えて世界遺産フォーラムを行うと。講師の方には、世界遺産のどの遺産をインターネットで見ましても、必ず行き着くところにこの人の名前があるというような有名な方で、元ユネスコの事務局長の松浦晃一郎さんを東京からお招きして講演を受けるという内容でございます。委員の皆さんにも是非時間が許す限りお越しただいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） すいません、ちょっと補足させていただきますと、先ほどの充て職の件でございますが、自治会のほうで先ほど充て職のヒアリングをさせていただいた結果については、30ほどのその連合自治会長の充て職がございます。それで、個々担当の部局を呼んで、それで必要性とか自治会の思いも申し述べたわけなんですけども、やはり結果的になかなかその充て職の解消には至らないというか、やはり必要性があるということの中で、そのうち3つか4つの委員会については充て職がなくなってきたわけでございますが、現状やはり自治会についてはなかなか、努力はいたしますけども、すぐにはなくなっていくのかないのかなということで、ちょっと補足をさせていただきたいと思ひます。

○熊田 司委員長 それでは、執行部の方には退席していただきたいと思ひます。

暫時休憩して、45分から意見書の件で話し合いをしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(休憩 午後 3時37分)

(再開 午後 3時45分)

意見書(案)について

○熊田 司委員長 再開します。

そしたら、意見書についてのことについて討議をしたいと思ひます。

まず、ちょっと読ませていただきます。

(案)

開発に対し、安心・安全が確保される適切な行政指導を求める意見書

平成23年9月20日の大雨により、南あわじ市阿那賀丸山地区内にある風力発電施設（所有者C E F南あわじウインドファーム）から大量の土砂が流出しました。それにより、約460メートル下の民家、加工場を直撃し、県道を越えて約600メートル離れている海岸を土砂が埋め尽くす事態を引き起こしました。また、この事故により、地域住民から日常生活、営業活動、登下校時における土砂崩落の不安と雨天時の避難行動を余儀なくされることへの不満の声が出ております。

C E F南あわじウインドファームにおいては、2次3次災害発生に対する住民の不安を解消すべくボーリング調査に取り組んでおりますが、まだ対応策の決定及び実施には至っておりません。

つきましては、県・市におかれましては、地域住民が安心して日常生活や営業活動を送れるように施設所有者に対し厳正な行政指導を行うことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、議長名で、あと提出先が井戸知事ということになっております。

一つ問題なのは、つきましては、県・市におかれましてと、市という言葉が入ってるんですが、市にも出すかどうか、もちろん市への意見書出せないんですけど、何かそういうような形で市にも出すべきかどうか。それと、文章もちょっとおかしい点も多々あると思うんで、皆さんで訂正していただけたらと思うんですが。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長      これ、ちょっと蛭子委員のコメントがほしいんですけど、あのときいったのは、この文章どっちかといったらもう現在ただいまの危険回避に対する何か指導という感じにとってしまうんですけどね。あのときは、どっちかといったら再発防止的な意味の指導ということ、それなら2つあったのか、あるいはどっちかという再発防止のほうを強くいったんか、あの辺は、蛭子委員どうやったのですかな。

○熊田 司委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      再発防止ということだと思います。それと、戸別の補償ということについては、これはもう戸別でやってもらったらいいいということで、やはり2次3次の災害の再発防止の対応策ということで、ここにも書かれてるようには思うんですけども。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 どっちかといったら、こんな事態がおきましたと、今現在も苦しんどるということを何か強調して、それに対する行政指導というふうに、重点をそっちにとってしまうような気がするんですけど、どうでしょうかね。直感です、これは。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その面については、これでいいのかなというふうに思うんですけども、ただ海洋汚染といいますか、漁業に対する影響ということの心配はあるんですよ。だから、その面でそういう部分も少し足しといたらどうかなということと、あと表題で、風力発電C E F南あわじウインドファーム社というのがないんですけども、もう少し表題も特定をしといたほうがいいのかなということと、柏木委員おっしゃるようなところを強調するとしたらどうなるのか。何よりもというような言い方でかな。再度災害やな。2次災害というよりも。

○熊田 司委員長 ちょっと今のもう一遍、施設所有者に対し、再度災害の防止に対して適切な対応がされるよう、厳正などかそういうことはいけないということですね。安心して日常生活や営業活動が送れるよう施設所有者に対し、再度災害の防止に対して適切・厳正な行政指導を行うことを強く要望いたします。そういう文章ですね。

北村委員。

○北村利夫委員 真ん中、これ事故の問題やけども、雨天時の避難行動を余儀なくされることへの不満、不安なんかね、不安の声が出ております。

○熊田 司委員長 不安ですね、不満でなしに。土砂崩落の不安と、雨天時の避難行動を余儀なくされることへの不安。登下校時の土砂崩落また雨天時の避難行動を余儀なくされることへの不安。不満といったら何かちょっとおかしいかなと僕も思ったりしてたんですが。

すみません、ちょっとフリートークになってしまってるので、意見がございましたら。

それで、一つよろしいですか。「土砂崩落の不安」というところを、「土砂崩落の危惧と雨天時の避難行動を余儀なくされることへの不安」という言葉に置きかえさせてもらってよろしいですかね。それでよろしいでしょうか。

わかりました。そしたら、ほかに何か。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長           もう一回手続。

○熊田 司委員長           手続は、まず一つは議運に諮っていただいて。  
北村委員。

○北村利夫委員           あと、市のやつについては、総務委員会の総意として委員長から議運の委員長にそういうふうにし出す。ただ、各会派帰ったら、こういうことややっぱり説明しとかなあかんと思う。それで了解とってもらって、それで上で挙げてしまうと。そやから、その部分も始まる前にでもかまへんねん。皆にやっぱり言うというて。

○熊田 司委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           だから、議運で何で2本にするのかという説明をせんとあかんと思うんです。それで、自治法に基づくやつは委員会発委でやりますと。市に対するほうは議会決議として市に持っていくという、その性格の違いを議運で了解をとってもらって、そういう方法でいいですかということの了解をそれぞれ会派へ持ち帰って、意見を聞いてきて、集約をして、そのうち異議なければ議会で決議をあげるという流れでどうでしょうか。

○熊田 司委員長           わかりました。

○熊田 司委員長           ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長           あとまた、総務としても視察研修先をまた新年度になればいいところを探したいと思うんですが、もし提案ありましたら、すみませんが紹介していただきたいと思いますので、よろしく願います。

最後、副委員長。

○柏木 剛副委員長           これもちまして終わります。お疲れさまでした、長時間。

(閉会 午後 4時00分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年3月16日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 熊 田 司